

令和7年12月8日

1. 出席議員

1番	高橋	信広	13番	石橋	義博
2番	花下	主茂	14番	牛島	孝之
3番	坂本	治郎	15番	服部	良一
4番	水町	典子	16番	中島	信二
5番	古賀	邦彦	17番	栗原	吉平
6番	久間	寿紀	18番	三角	真弓
7番	原田	英雄	19番	森	茂生
8番	小山	和也	20番	栗山	徹雄
9番	高山	正信	21番	川口	誠二
10番	川口	堅志	22番	橋本	正敏
11番	田中	栄一			

2. 欠席議員

12番 堤 康幸

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局長	秋山	勲
事務局長補佐	加藤	邦博
事務局次長	野村	美幸
書記	松尾	眞吾

4. 地方自治法第121条により出席した者

市 長	簗 原 悠太朗
副 市 長	原 亮 一
教 育 長	城 後 慎 一
未来創造戦略室長	丸 山 隆
総 務 部 長	坂 田 智 子
企 画 部 長	田 中 和 己
市 民 部 長	牛 島 新 五
健康福祉部長	平 武 文
建設経済部長	山 口 幸 彦
教 育 部 長	馬 場 浩 義
総 務 課 長	清 水 正 行
財 政 課 長	鵜 木 英 希
防災安全課長	毛 利 昭 夫
企画政策課長	石 橋 信 輝
定住対策課長	松 本 伸 一
商工・企業誘致課長	隈 本 興 樹
市 民 課 長	松 尾 真 美
健康推進課長	末 廣 英 子
建 設 課 長	木 村 孝
農業振興課長	栗 原 勝 久
林業振興課長	月 足 和 憲
学校教育課長	高 巢 雅 彦
教育指導課長	蘆 拓 也
スポーツ振興課長	栗 山 哲 也
農業委員会事務局長	石 橋 武

議事日程第2号

令和7年12月8日（月） 開議 午前10時

日 程

第1 一般質問

(質問の順序)

- 1 田 中 栄 一 議員
- 2 森 茂 生 議員
- 3 原 田 英 雄 議員
- 4 古 賀 邦 彦 議員

本日の会議に付した事件

第1 一般質問

午前10時 開議

○議長（橋本正敏君）

おはようございます。本日から一般質問でございます。最後までどうぞよろしくお願いたします。

お知らせいたします。田中栄一議員、森茂生議員、原田英雄議員、古賀邦彦議員要求の資料を配信いたしております。

なお、12番堤康幸議員から欠席届を受理いたしております。

ただいまの出席議員数が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程につきましては、会議規則第19条の規定により配信いたしておりますので、よろしくお願いたします。

日程第1 一般質問

○議長（橋本正敏君）

日程第1. 一般質問を行います。

順次質問を許します。

11番田中栄一議員の質問を許します。

○11番（田中栄一君）

皆様おはようございます。今定例会でトップバッターを務めさせていただきます11番田中栄一でございます。よろしくお願いたします。

傍聴においでの皆様、また、ネットで御視聴の皆様、お忙しい中にありがとうございます。
さて、去る11月18日に発生した大分市佐賀関の火災では、発生から17日目の12月4日によ
うやく全体の鎮火が宣言されました。

焼損範囲は、住宅など187棟、一部山林などを含むおおよそ5万平米に上る大規模火災と
なりました。被災された皆さんへお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復旧・復興を
願わずにはられません。

本市においても、佐賀関同様の木造住宅密集地が数多くあり、狭い道路が消防車両の進入
を阻害するなど、人ごととは思えません。防災意識の啓発や対策など十分に配慮していただ
きたいと思います。

今回、私は空き家対策並びに行政区再編について通告しておりますが、この2つの問題は、
人口が減少していくことと密接に関係していると思っています。

市長は、人口減少への対応として、人口減少が問題であるという前提を見直し、減少下
においても八女の豊かさを残し、人口減少に適応していく結果として緩和があるということ
を市政報告会で言われましたけれども、中山間地では、糧を求めて若い人は都市部へと転出し、
高齢者のみが残った集落は年代構成がいびつになり、当然に空き家が加速度的に増加し、人
口が減少することにより、集落としての機能が果たせず、行政区としての維持も困難になっ
てくることが予想されます。

以上のことから、集落の存続や行政区の維持のためにも、空き家の増加を防ぐ対策が早急
に求められると思いますので、これについて3点ほどお尋ねします。

また、旧八女市や黒木町の行政区の再編については、以前から質問がなされておりますが、
現在、黒木町の一部で行政区統合の協議があっているようです。

私自身は、行政区の再編統合を否定するものではありません。むしろ、近隣行政区が一緒
になって、地域の発展に一丸となって取り組むことが必要だと考えておりますが、歴史的、
地理的要素に加え、各行政区所有の資産や慣例などが統合の障壁であると考えております。

行政区再編に当たっては、市としてのスタンスをどのように考えられているのか。傍観者
なのか、指導的役割を果たされるのか、行政区に寄り添った対応なのか、あるいは財政合理
化の視点なのか、いまいち不明な点がありますので、これについても4点ほどお尋ねしたい
と思います。

以上、詳細については質問席にて順次質問しますが、市長からは、議会でのガチンコなや
り取りという発言もありました。私も忌憚のない質問をさせていただきますので、簡潔明瞭
な答弁を期待いたしております。

○市長（簗原悠太郎君）

皆様おはようございます。一般質問初日、どうぞよろしくお願いたします。

11番田中栄一議員の一般質問にお答えいたします。

1の空き家対策について、(1)空き家の現状について実態調査などはされているかというお尋ねでございます。

空き家の実態調査につきましては、空家等対策に総合的かつ計画的に取り組むため、平成28年度に市内全域の空家等の件数及び分布状況等の調査を実施しております。

この調査を踏まえ、行政区長や近隣住民からの情報提供、空き家所有者等からの相談や職員の巡視等により、随時空き家の把握に努めております。

(2)空き家の増加をどのように受け止めているか及び(3)今後の空き家対策をどのように進めるのかについては、一括して答弁いたします。

近年、地域における人口減少や既存の住宅・建築物の老朽化、社会的ニーズの変化、産業構造の変化等に伴い、居住その他の使用がなされていないことが常態である住宅等が年々増加しております。

このような空家等の中には、適切な管理が行われない結果、安全性の低下、公衆衛生の悪化、景観の阻害等の多岐にわたる問題を生じさせているものもあり、地域住民の生活環境、地域のまちづくりやコミュニティ維持などに深刻な影響を及ぼしております。

このような状況から、本市では必要な助言・指導等を行い、適切な管理を促すとともに、それぞれの地域の活性化等の観点から、空き家等を地域資源として活用する空き家バンク事業など地域の実情に応じた空き家等に関する施策を実施しております。

さらに、空家等がもたらす問題が多岐にわたる一方で、空家等の所有者または管理者の特定が困難な場合があること等の解決すべき課題が多いことから、これらの問題に総合的に対応するために施策の一層の充実を図りたいと考えております。

そのため、空き家等の発生の抑制、活用の拡大、適切な管理の確保及び除却等の促進に係る取組について関係部署が連携し、分野横断的に取り組む体制として、八女市空家等対策推進連携会議を立ち上げたところでございます。今後、本組織を中心に空き家対策強化を図ってまいります。

2つ目の行政区再編について、(1)本市の過疎地域における消滅が予想される集落の実態についてというお尋ねでございます。

総務省と国土交通省は、5年に1回、全国の過疎地域を対象に「過疎地域等における集落の状況に関する現況把握調査」を実施しております。その中では「消滅」を「無人化」という用語を用い、「今後10年以内に無人化する可能性がある集落」、「いずれ無人化すると予測されている集落」に係る調査を行っております。

本市において統一した集落の定義はありませんが、令和6年度に実施された本調査においては、「集落」を「行政区」と位置づけており、全ての集落について「無人化する可能性が

なく当面存続すると見込まれる集落」に分類して回答しております。

しかしながら、山間部を中心に過疎・高齢化が進行しており、集落の機能維持が困難な状況に陥る可能性は否めません。今後も危機感を持って地域振興対策に取り組んでまいります。

(2) 行政区再編に対する市のスタンス（心構えや立場）をどのように考えているのかというお尋ねでございます。

市の行政運営において、行政区の活動は欠かせないものでございます。人口減少や少子高齢化が進む中、今後の行政区の維持のためには行政区の再編の検討が必要になっている地域もでございます。

行政区再編に当たっては、地域ごとに過去の歴史やつながり、地理的条件、財産の問題などがあることから、行政主導で再編の枠組みを決め、再編を進めていくやり方ではなく、地域内での合意を得ながら丁寧に進めていく必要があると考えております。

地域の意向を踏まえながら、再編に向けた調整とその後の新行政区の運営について市として支援していくなど、地域の意見を聴き、地域と協力しながら、行政区再編に取り組んでおります。

(3) 行政区再編推進特例奨励金の考え方と道路河川愛護報償金、いきいき行政区運営交付金などの削減についてのお尋ねでございます。

道路河川愛護報償金及びいきいき行政区運営交付金につきましては、行政区単位で交付するものであるため、再編により統合した場合にも1行政区として規定どおりの金額を交付することになります。

一方で、その統合による報償金等の減少によって、行政区の運営に支障を来さないよう、再編を行った行政区に対して再編推進特例奨励金を交付することとしております。

行政区再編に当たりましては、引き続き、適切な財政支援に努めるとともに、人的支援のあり方も考えてまいります。

(4) の行政区と行政区内自治会の互惠関係をどのように解釈しているかというお尋ねでございます。

行政区は、市民の福祉を増進し、市政の円滑な運営を図るため、市の区域を画して設置したものでございます。

一方、自治会は一定の区域内に居住する者を会員として、地縁に基づいて形成された団体となります。

行政区内に1つないし複数の自治会があり、行政区長と自治会が連携することにより、住民サービスや地域づくりへの支援及び地域課題の吸い上げを迅速に、かつ、きめ細かく行うことができると認識しております。

以上、御答弁申し上げます。

○11番（田中栄一君）

まず、空き家対策についてお尋ねします。

お忙しい中に実態調査資料を作成いただき、ありがとうございました。

今回は、特定空き家、あるいは管理不全等空き家を除く再生利用可能な空き家に主眼を置いてお尋ねしたいと思います。

まず、1点目の空き家の現状について、実態調査などはされているかということです。提出された資料の説明を求めたいと思います。

○防災安全課長（毛利昭夫君）

お答えいたします。

この調査につきましては、平成28年度に全空き家の実態調査を市のほうで行っておるところでございます。

下段の留意点のところに書かせていただいておりますが、この数値は、平成28年度時点での基礎数値といたしまして、調査後に市が除却等を確認した空き家の件数を除いた令和7年3月末現在のものがございます。

なお、管理状態につきましては、平成28年度に行いました調査時点の状況でございます。

以上でございます。

○11番（田中栄一君）

空家等対策の推進に関する特別措置法、いわゆる空き家法が2015年5月に全面施行されました。

法律の目的は、「適切な管理が行われていない空き家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、あわせて空家等の活用を促進する」とあります。

空き家の定義は、「建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地をいう。」ということで、1年間を通して人の出入りがない、あるいは水道、電気、ガスの使用がされていない場合は、空き家として判断するという解釈もあります。

答弁によると、平成28年度の市内全域調査後は、行政区長や近隣住民からの情報、あるいは空き家所有者からの相談や職員の巡視によって随時空き家の把握に努められているようですが、空き家の調査方法として、いま一步踏み込んで、水道、電気、ガスの利用状況を活用できないかということをお提案申し上げたいと思います。

高知県梶原町は、国勢調査や電気事業者からの情報提供を受けて、空き家の把握に努めているということでした。水道は、公共上水道によってある程度のデータがあると思いますし、電気、ガスは事業者からの情報提供をお願いできないかと思います。

こういった情報を活用して、いち早く空き家情報をつかむことが活用につながることでと感じておりますが、こういった調査方法についてはどう思われるか、お尋ねします。

○防災安全課長（毛利昭夫君）

お答えいたします。

空き家の早い段階からの有効活用や適正管理を促進することを目的に、空家等対策の特別措置法の一部を改正する法律が令和5年12月に施行されました。

空き家の活用の拡大、管理の確保、特定空家の除却など、総合的に対策を早期に強化することを目的とした内容となっておりますことを踏まえまして、空き家の状態を把握することは大変重要だろうと認識をしております。

田中議員がおっしゃいました、水道であったり、ガスの使用状況、そういったものも調査の中に含めるかどうか合わせて、今後、関係部局でしっかり研究していきたいと考えております。

○11番（田中栄一君）

関係部局でしっかり検討するというございませけれども、こういった他自治体でやっていることは、八女市でも当然に可能なことだと思いますが、市長、この点についてはどうお考えを感じられましたでしょうか。

○市長（簗原悠太郎君）

お答え申し上げます。

今の課長からの答弁とかぶるところがありますが、田中議員からも御指摘があったとおり、この空き家の管理活用のためには、いち早くその状況を把握するというのがまずは第一に重要だと思います。

そういった意味で、最初の御答弁の中でも申し上げたとおり、今は職員の巡視ですとか、行政区長をはじめ、関係者の皆様の御協力を仰いで調査をしているわけですが、なかなかシステムティックに空き家の状況が把握できていないという部分は課題の一つかなと思いますので、今、御指摘いただいた水道や電気、ガスを活用するといった新しい方法、それ以外にもいろんな空き家の、例えば、もっと進んだものと、もっとというか、別の方法ですと、GPSで航空写真を活用するといったいろんな方法がありますので、そういった新しい技術の活用も含めて、適切な空き家の把握というところは、今後、答弁の中で申し上げた、今後の空き家対策の会議体もつくったところですので、そこの中で議論してまいりたいと思います。

以上です。

○11番（田中栄一君）

今、市長が言われましたように、ほかにもいろんな把握方法があると思いますので、関係

部局で検討される際は、ぜひとも知恵を出し合ってやっていただきたいと思います。

次に、総務省では自治体を実施している空き家対策について、その取組を後押しする観点から、空き家対策に関する自治体の各種取組の実施状況調査結果を2019年に通知しております。

この調査結果では、基礎自治体に空き家所有者の特定に多大な負担が生じているなど、基礎自治体が苦慮しているという内容が記述されております。現場職員の頑張りに、本当に敬意を表したいと思えますけれども、ただ、空き家対策について様々な取組を実施されているにもかかわらず、やっぱり感覚的にも年々増加しているようで、特に中山間地域の空き家の増加は顕著であると肌で感じております。これを何とかしなければ、後ほどお尋ねする行政区の再編にも大きく影響してくると思えます。

そこで、2点目の質問ですけれども、空き家の増加をどのように受け止めているかということです。答弁では、空き家等が年々増加しているので、地域づくりやコミュニティ維持に深刻な影響を及ぼしていると認識しているとのことですが、まず、先ほどの市長答弁にありました八女市空家等対策推進連携会議、この構成と協議の内容についてお尋ねいたします。

○防災安全課長（毛利昭夫君）

お答えいたします。

今後の空き家対策に向けてでございますが、空家等対策の特別措置法の改正趣旨を踏まえまして、空き家の発生、予防、それから利活用の促進と適正な管理と管理不全空き家の対応について、それぞれを担当する部署が連携して進めていくことが肝要であると認識をしております。

このような中で、市長答弁にございましたとおり、空き家対策を所管する関係部署が連携して分野横断的に取り組む体制を構築するために、12月1日に八女市空家等対策推進連絡会議を立ち上げたところでございます。

この連絡会議は、関係部署の部課長及び所長で構成しておりまして、今後空き家に関する様々な事項について情報共有や協議を行いながら、空き家対策にしっかり取り組んでまいり所存でございます。

○11番（田中栄一君）

しっかり協議していただいて、適切な施策の推進に期待をしております。

次に、空き家等の発生を予防するためには、農業を問わず、地域に魅力を感じるような施策を講じることが一番だと思います。そのためには、就業場所の確保とか、要するに経済対策と道路の整備が基本になるのではないかと思います。この空き家等の発生予防のためにどう施策を市長はお考えなのか、お示し願えたらと思います。

○市長（簗原悠太郎君）

お答え申し上げます。

この空き家対策の施策ですけれども、今、経済対策やインフラと御指摘をいただきましたが、まさにこれは何か1つ、2つの政策では対応できない、本当に総合的な対応が必要だと思います。

まずは、空き家の発生を予防する、空き家自体は空き家問題と言いますが、そもそも大前提として、空き家の存在自体は問題ではない。実際に空き家があるということは、むしろ、外から人を呼び寄せる2拠点居住も含めて、居住地が準備されているというのは、外から人を呼んでくることには、むしろプラスになりますので、問題なのは適切に管理をされていない空き家だったり、所有者、管理者が分からない空き家が増えていると、そちらが問題だと思いますので、まずはその適切な空き家の管理というのが、これは先ほどの答弁で申し上げたところでございます。

その活用という意味では、まさにこれは経済対策というのが中心になるとは思いますけれども、今実際にクラインガルテン事業の検討ですとか、2拠点居住、保育所留学を含めた2拠点居住等の政策を行っておりますけれども、いかにその空き家を活用してもらうか、実際に完全に移住をしてもらうというところを目指すというのも一つですけれども、やはり日本全体人口が減少していく中で、2拠点居住というのが1つの大きなポイントになってくるかなと思いますので、福岡市だったり、場合によっては東京圏、大阪圏からも1年間のうち数日だけでも八女に来て、その空き家を活用してもらえ、空き家の定義が1年間全く活用されていないというところもありますので、数日だけでも人が来て使ってもらえれば適切な管理も一定程度できると思いますので、そういった活用のところも含めて、総合的な政策に取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

○11番（田中栄一君）

3点目に、今後の空き家対策をどのように進めるのかについてお尋ねしたいと思います。

先ほどの八女市空家等対策推進連携会議の中で、空き家対策強化を図っていくと言われましたが、この問題は喫緊の問題であり、早急な対策が望まれます。

本市でも、空家等対策計画を平成31年3月に策定されて、令和6年4月に改定されましたけれども、この中で、第3節に空き家等の利活用の促進が述べてありまして、第1に空き家バンク事業を活用した移住定住の促進があります。この資料では、計画書の中では、令和5年度までに売買76件、賃貸38件、合計114件の成約があったということですが、直近の登録件数並びに成約に至った件数についてお尋ねをしたいと思います。

○定住対策課長（松本伸一君）

お答えいたします。

定住対策課の移住・定住施策の一つとして、それから空き家対策の一環といたしまして、平成23年度から空き家バンク事業を行っております。

直近の実績でございますけれども、令和7年度の途中まででございますが、134件の成約がございます。この内訳といたしましては、売却が96件、それから賃貸が38件という状況でございます。

以上でございます。

○11番（田中栄一君）

ありがとうございました。少しずつではありますが、成約が伸びているということでございますので、それはそれとして一生懸命継続してやっていただきたいと思います。

それから、空き家バンクの事業の実施に当たっては、不動産業者との連携や登録された物件への改修、家財撤去費用を補助するなどの支援策を講じられておりますけれども、不動産業者さんとはどのような連携、紹介のみなのか、あるいはもっと具体的に何らかの方策を取られているのか、その内容及び改修とか家財撤去費用などの補助の内容についてお尋ねをしておきます。

○定住対策課長（松本伸一君）

お答えいたします。

どうしても行政のみではなかなか限界がございます、今現在、市内の不動産業者間で協会をつくっていただいております、名称は空き家バンク協力業者会ということで協力していただいております。

この目的といたしましては、空き家を活用した移住希望者への住宅の確保、それを円滑に進めるために定住の促進を図りまして、地域の活性化を狙ったところでございます。

基本的に、専門的な知見を持っておられる方々でございますので、我々が専門的に内部の調査を伺う、できない部分について協力していただいております。今現在、18社の方々に構成されている状況でございます。

以上でございます。（「補助の内容は」と呼ぶ者あり）

お答えいたします。

空き家バンクをお求めになられる方、それから、空き家バンクを御提供される方、現場に行きますと、なかなかすぐに入居できる状況ではないというのが大半でございます。そういうことで、市のほうでは改修支援事業を行っているところでございます。

改修費用の上限額を1,000千円ということにさせていただいております、それから、なかなか改修の前には家財がそのままであったりとか、そういった支障を来す物件もございます。家財撤去費用の補助金としまして、100千円程度の補助金を補助させていただいております。

実績でいきますと、今まで120件、全体としまして約20,000千円の補助の累計が出ているところでございます。

以上でございます。

○11番（田中栄一君）

ありがとうございました。入居前の改修1,000千円ということであれば、大した改修ではないと感じます。

空き家バンク事業は、空き家の所有者に売買、賃貸したいという市内の空き家の情報を登録してもらい、ホームページを通じて物件情報を公開し、利用を希望する方とのマッチングの支援を行う事業でございます。

この方法では、所有者が動かなければ登録ができない、いわゆる待ちの消極的施策になっていないか感じております。やはり積極的に空き家の発掘を行い、そして、所有者に働きかける攻めの施策の必要があるのではないかと感じております。

所有者は、様々な理由によって売買や賃貸を尻込みされる方もあると思いますが、この点についてはどのようにお考えか、お尋ねしておきます。

○定住対策課長（松本伸一君）

お答えします。

議員先ほど補助のことをお聞きになったと思うんですけども、これは限度額が1,000千円と申し上げましたけれども、この1,000千円というのは、物件の持ち主さん、それから今度移り住もうという方々を含めまして、合計して1,000千円、双方で500千円、500千円の減額で合計の1,000千円ということでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

空き家対策についてのこちらからのアプローチの件でございますけれども、なかなか今まで平成23年度から十数年やってきたんですけども、窓口に来られて、そしてお話を聞いて、こういう物件ですけどということで登録させていただいて、現地に行って、そして安全に移り住むことが可能であるならば、成約物件ということでホームページに掲載させていただくんですけども、なかなかこちらに来られてからのスタートということでございまして、今現状の空き家の増加に比べますと、なかなかそれに追いついていないというのが現状かなと思っておるところでございます。

今度、令和5年に特措法が改正されまして、空き家の管理活用支援法人を指定するという制度も設けられました。全国的に見て30自治体ほどが今指定法人をされているところがございます。

その指定法人という活躍の場所でございますけれども、基本的にNPO法人とか、そういった業界団体の方が指定されるケースが多いんですけども、そういった方々、それから、現場の実情を知らないとなかなか我々もアプローチできないということでございますので、

やはり地域で御活躍されてある各NPO法人、その方々の御意見、それから各支所で起きていることの見解交換、八女市社会福祉協議会、それから、今現在、八女東部地域包括支援センターのほうで、特に八女東部のほうの空き家が多いという現状でございますので、そういった訪問などを通じて情報を収集しておるところでございます。そういったことで民間、それから各種団体との連携を今後強化していきたいと思っております。

○11番（田中栄一君）

課長は御存じのようですけれども、先ほど紹介した梶原町は、町が所有者からは原則無償で借り上げを行いまして、国の空き家対策総合支援事業補助金並びに県の住宅耐震化促進事業補助金を活用して、町の繰り出しを最小限にとどめる改修を行い、バンク登録後に希望される方へリーズナブルな賃借料で10年もしくは12年間の賃貸借を行い、町からの繰出金の原資に補填するという、言わば信用度の高い、町が不動産屋を営んでいるような事業を行われております。高知県では各自治体で実施されているようです。このためには、賃貸借事業者として国土交通大臣の登録を受ける必要があります。

先ほどの支援法人の指定、NPO法人とか、そういったものについて紹介がありましたけれども、八女市でも不動産業者との連携はもちろんです、こういった攻めの事業を展開して、空き家の利活用を図っていくべきではないかと思っておりますけれども、その点についてお考えをお尋ねします。

○定住対策課長（松本伸一君）

お答えいたします。

民間の活用ということでございますが、先ほど議員おっしゃいました高知県の梶原町、それから、これはもう別の町でございますけれども、四万十町というところも同じような取組を行われておられます。そこに視察のほうに担当職員が出向きまして、こういった要領で、こういった背景で、こういった効果があるかと視察をさせていただいております。

まさしく南海トラフの関係で、なかなか人口減少に歯止めがかからないというような地域性もございますけれども、八女市にとってもまだまだ使える、まだまだ利用価値がある、資産価値が落ちていないという物件は多々ございます。そういった物件を専門家の知見の中で利活用していかないと、なかなか追いついていけないというのが現状でございますので、そういった、その中に入っていくためにはやはり専門的な宅建業、資格がある方々とタイアップしながらやっていかないとと思っておりますので、今後、先ほど申しましたとおり、特措法の改正もあったということでございますので、民間の活用をタイアップしながら、今後、研究に努めたいと思っております。

○11番（田中栄一君）

今、高知県の事例を御紹介させていただきましたけど、こういったことをやられているということでございます。実際にお話を聞いて、ああ、そういうこともできるんだということ帰ってまいりましたけれども、こういった部分について、やっぱりトップの判断というのが非常に大事じゃなかろうかと思えます。市長、どうお考えですか。

○市長（簗原悠太郎君）

お答え申し上げます。

田中議員から御紹介いただいたこの高知県の事例は、私もホームページだったり、職員、課長からの説明等でも聞かせてもらって非常に参考になる事例だなと思っております。

やはり空き家の活用に当たっては、今後も空き家バンクがその活用の方策の軸にはなると思いますが、今も最新の状況を見ていましたけれども、非常に多くの数が、私が今この瞬間見たところだと32件掲載されていて、うち12件が交渉中となっていて、非常に高い需要があるんだなど。

一方で、やはりこの空き家バンクは、当然安全が確保される物件を登録しているわけですが、その中でも、すぐに住むにはちょっとまだ難しい、一定のリフォームが必要だという物件も多い中で、やはり多くの空き家を求める方にとってはすぐに住めると、まさに梶原町だったり、そういったところを実施してすぐに住める状態にするというのが非常に大事だと思います。

一方で、やはり資材高、人件費も非常に高くなっている中で、そういった多くの空き家を全てリフォームするには、当然、相当なコストがかかってくる。そういった中で、この高知県で実施されている、高知県の補助金だったり、また国の補助金もあるというところですので、そういったところをしっかりと我々も勉強しながら、できる限り今後空き家の提供に当たっては住める状態にして提供する、そうやってできる限り多くの方の需要に見合う形での提供を進めていきたいと思っておりますので、そことしてはしっかりと空き家バンクの実施の中で、そういった取組についてもしっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

以上です。

○11番（田中栄一君）

前向きにお考えのようで、期待をいたしたいと思っております。

こういった形で、行政サイドが改修をして、当然所有者の方から、これを借り受けなければなりませんけれども、こういった形で改修をしておくのと、例えば、八女市に移住を考えているけれども、そういった方のお試し住居としても使えますし、今現在、保育園留学ということで、なかなか居住が、今のところ1件ということで、非常に広がりが少ないと思っておりますけれども、こういった保育園留学の施設としても使えるんじゃないかと思っておりますので、できるだけ実施できるように、前向きな方向で御検討をお願いしたいと思います。

それから、先ほどの空家等対策連携会議を庁内に設置するというごこととさせていただきます。全般的に考えて、市長はこの空き家対策についてどのような施策展開を具体的に進めていきたいと、そういうお気持ちがありましたら御披露願いたいと思いますが。

○市長（簗原悠太郎君）

お答え申し上げます。

さきの答弁とかぶるところになりますけれども、まずはこの空き家というものは、うまく活用すれば市にとっては資源、財産でございますので、そこをしっかりと空き家問題、当然、危険な状態にある空き家の対策、除却も含めた対策というのも非常に必要になってきますけれども、やはりそこは財産としてしっかりと活用していく、移住だったり、2拠点居住の推進のための1つの材料として活用していく方向を軸に今後進めていきたいと思っております。

そのためにも、空き家を活用するためには、やはりこれはさきの質疑応答の中でもありましたけれども、どうしても所有者、管理者が見つからない、特定できないというのが大きな一つの問題となっていると思っておりますので、それは空き家が発生したときに、そこから行政がその空き家にアプローチするまでの時間が長くなればなるほど、どうしても空き家だったり管理者の方、また亡くなってしまったりとか、そういった特定が難しくなってしまう、そこはやはりスピード感が非常に重要になってくると思っておりますので、まずは空き家が発生したときにすぐそれを行政、そこはしっかりと行政区だったり、地域のまちづくり団体等とも協力をしながら、まずはしっかりと空き家の発生をすぐに把握できるようにする体制、ここは連携会議の中でも今後しっかりと議論をしてみたいと思っております。

また、活用のところについては、これはさきの答弁で申し上げたところとさせていただきますけれども、やはりすぐに住めるように、できる限りそこは市が入って、リフォームを含めた適正な管理を行うということも必要になってくるかなと思っておりますので、一方で、そこはやはりどうしても財政上の課題が多くなるかと思っておりますので、そこは国、県の補助金ということも、しっかりと我々としても、改めて勉強しながら、今後の適切な管理、活用について検討してみたいと思っております。

以上です。

○11番（田中栄一君）

先ほども申し上げましたけれども、やっぱり情報収集というのが迅速に行われるというのが一番大事なことで、空き家になってから3年も5年もたちますと当然に傷むわけですね。そういった部分では、情報の早期収集ということにも力を入れていただきたいと思っておりますし、先ほど市長が言われましたように、地域資源としてこれを十分に活用するというアイデアを、空き家等の対策連携会議で知恵を出し合って、八女市から空き家がなくなったと言われるような施策を期待して、次に進みたいと思っております。

次に、行政区再編についてお尋ねします。

1点目の本市の過疎地域における消滅が予想される集落の実態についてお尋ねします。

答弁では、国の過疎地域等における集落の状況に関する現況把握調査の回答で、集落を行政区と位置づけし、全ての集落が無人化する可能性がなく、当面存続すると回答し、今後も危機感を持って対策に取り組んでいくとのことでございます。

ただ、現在の空き家の加速する増加件数を見ると、遠くない将来に無人化する集落が発生することが危惧されます。状況を傍観するだけでなく、先ほどより申し上げていますような対策を急ぐ必要があります。

行政区再編による統合だけでは、無人化の可能性、集落を先送りするだけの、言葉は悪いですが、市の体面づくりのように感じますが、市長はどうお考えかお尋ねします。

○市長（簗原悠太郎君）

お答え申し上げます。

議員御指摘のとおり、行政区再編が直接的にそれがまた各地域の活性化につながるわけではない、まさに将来の消滅可能性ある集落を、集落という単位を変えるだけという部分はありますけれども、一方で、この地域づくり、地域の様々なまちづくり活動は、やはり地域が主体であるということを考えると、どうしてもその小さい行政区単位、地域、エリアによっては、行政区単位が小さいがゆえに一つ一つのまちづくりの単位が小さくなってしまっている、そういった現状もございますので、行政区再編を行うことによってまちづくりを行う、1つの行政区の単位が大きくなる。その結果、様々なまちづくり活動を行いやすくなるといったような利点もあると思いますので、そこは、行政区再編は一定の限界集落を防ぐといったところも含めて、様々な政策効果はあると思いますので、そこは市としてもしっかりと地域の皆様と協議をしながら、エリアによっては、行政区再編はしっかり進めるべきだと考えております。

以上です。

○11番（田中栄一君）

私も全く同感でございます、やっぱり地域づくりを行うにしても、やはり大きな範囲の行政区なり、自治会なりが必要でないと、山間部にとっては本当に人的な面で苦勞しておりますので、そういった考え方で進んでいただきたいと思います。

次に、2点目の行政区再編に対する市のスタンスをどのように考えているかについてでございます。

市が考える行政区の基準世帯数は、おおよそ100世帯ということをお聞きしました。地理的、歴史的な風土の違いや行政区で所有する資産、慣例など、多くの調整項目がありまして、世帯数のみでは行政区の統合はなり得ないと私は思っております。

また、行政区統合は大変厳しい荒波を乗り越えていく覚悟が必要ですし、強いリーダーと、そのための準備期間もそれ相応に必要ではないかと思っております。そのためには、行政の指導の在り方、考え方が大変重要になってくるのではと考えます。

最終的には、当事者である行政区が判断することでございますけれども、協議の過程で行政区が果たす役割は大変重要だと考えております。

例えば、課題の洗い出し、調整すべき項目の洗い出し、それから、その方向性への示唆、そういったものが非常に重要だと考えております。

八女市が1市2町2村で合併を協議した折には、1,000件を超えるような調整項目がございまして、その調整に3年を費やしている、そういう感じですね。だから、調整というのは、相当な時間と労力を要しますので、そういうことが非常にネックになっているんじゃないかなと思っております。あしたから行政区が統合しますので、代表行政区長誰々ですということでは、ちょっとなかなかその後の行政区運営に支障が出てくるんじゃないかと思っておりますので、小さな項目までもしっかりと調整をして、お互いの行政区がそれに理解を示し合いながら、統合するというのが一番理想の形だと思っております。

この市の対応については、答弁では、地域の意見を聴き、地域と協力しながら、行政区再編に取り組んでいくということですが、私が感じておりますのは、登壇席でも申し上げましたように、傍観者なのか——傍観者というのはちょっと言葉がひどいと思いますけれども、指導的役割を果たされるのか、行政区に寄り添った対応なのか、財政合理化の視点なのか、いま一つ納得がいかない点があります。どのような考えで臨まれていくのか、再度確認しておきます。

○総務課長（清水正行君）

お答えいたします。

先ほど議員おっしゃいましたように、行政区の統合には様々な調整項目が多数ございます。昔からの歴史的なつながり、そして、文化的なもの、そして行事等、様々な細かい調整項目が多数ございます。

そういった課題の洗い出しには相当な時間がかかるということで、大淵地区のほうで研究会のほうで立ち上げられておりまして、その中に市役所の行政係、そして、支所のほうも参加いたしまして、一緒に資料の作成等も含めて支援を行っているところでございます。

地域において、行政区というのは非常に重要な存在であり、先ほど議員おっしゃったように、その統合に当たっては十分な納得というものが重要だと考えております。

そのために、市としてどのように関わっていくのかということにつきましては、当然これは傍観者ではなく、財政的な支援についてはもちろんなんですけれども、先ほど申しましたように地域に職員が入って、一緒に考えていって、再編がスムーズに進むよう十分なサポー

トを今行っているところでございます。そういったスタンスで行政区再編には臨んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○11番（田中栄一君）

研究会を立ち上げられて一生懸命やられておりますが、先ほど言ったように、調整項目とか、そういったことじゃなくて、自分たちの行政区の困っている課題、そういった部分だけしか、今のところ出ていないんじゃないかと思っております。

そうじゃなくて、行政区統合にはこういったいろんな、例えば、新行政区をつくるためには当然に活動資金がまず最初に発生します。そういった部分とか、あるいは区費の問題とか、そういった部分というのをどう収入として集めていくのかという、そういう小さな項目を重ねていかないと、なかなか統合したけれども、さあ困った、どうしようか、今から協議しようかということではなかなか難しいんじゃないかと思っておりますので、やはりそこら辺を行政側の知恵として洗い出しをしていただいて、先導してやっていただきたいと私は思っております。

そういう中で、どうしても地域の行政区長さん方はこういったことには慣れていらっしゃると思いますので、やはりそこら辺をしっかりとやっていただきたいと思っております。それによって地域のあらゆる問題が、課題が浮き彫りにされてきますので、新行政区がスムーズに進むような形になるんじゃないかと思っております。よろしく願いしておきます。

次に、3点目の行政区再編推進特例奨励金の考え方と、道路河川愛護報償金、いきいき行政区運営交付金などの削減についてお尋ねをいたします。

先ほど言われました大淵地区で協議が進められております再編案について試算をしてみました。現行8行政区を今現在2行政区にするか、もしくは4行政区ということで協議を進められております。

2行政区案で、行政区長と隣組長報償費は、個人支払いのために除外して、本年10月末現在の世帯数、人口の数値を用いて試算した結果、現行の交付金等は8行政区全体で1,923,500円、それが2行政区に統合後は1,285,500円で、638千円の減少となります。減少の要因は、いきいき行政区運営交付金の基本額が2行政区分となること、それから、道路河川愛護報償金が、現行8行政区で800千円が200千円になることとでございます。

もちろん、特例奨励金が年間400千円が3か年にわたって交付されますけれども、これは特例奨励金が終了する4年目には半分の1,038千円の減額となります。これでは財政合理化のために統合を進めているとしか言えず、統合に向けた地元の機運がしぼんでしまいます。

市町村合併前に統合された行政区も同様の不満を我慢してこられたわけですので、強くは言えませんが、東部の山間地区では道路愛護の距離も長く、高齢化率も高いので、お金だけ

の問題ではありませんけれども、維持管理に支障を及ぼすと心配しているところです。行政区への交付金制度を新たな積算方式に見直すべきと考えますが、市長のお考えをお尋ねします。

○市長（簗原悠太郎君）

お答え申し上げます。

この行政区に関連する様々な補助金、道路河川愛護補償金といきいき行政区運営交付金、そして再編に関しては、再編推進のための特例奨励金がありますけれども、これについては、今後どのタイミングでどの程度見直すかといったところは必要な議論かと考えております。

今、議員から御指摘いただいたとおり、我々としては、必要なエリアについては再編をしっかりと進めないといけないというスタンスを明らかにしている一方で、やはり行政区の中には再編をすることによって資金不足、これまでの補助金が減額してしまうというところに懸念があるということも承知をしているところでございます。

しっかりその予算面については、統合後も行政区としての様々な活動、道路愛護、河川愛護をはじめとした様々な活動にしっかりと取り組んでいただける、そういった補助金の在り方についてはしっかり再編の議論と合わせて行ってまいりたいと思います。

一方で、行政区の再編も含めて行政区の在り方に関する議論の中では、お金だけではもうどうしようもない、お金を幾らもらってもそもそも人手が足りないといったような声も非常に大きくなっているところでございます。

そういった議論も含めて、なので、補助金だけではなく、そもそも行政区の在り方、その再編、行政区の大きさもそうですし、どこまで行政区にその地域行政というのをお願いするのかといったところも含めた全体の議論というものをしっかりこれから人口減少というのも踏まえて取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

○11番（田中栄一君）

4点目に、行政区と行政区内自治会の互惠関係をどのように解釈しているかということについてお尋ねします。

答弁では、行政区は市の区域を画して設置したもの、自治会は一定の区域内に居住する者を会員として地縁に基づき形成された団体であり、別物であるが、行政区長と自治会が連携することにより、きめ細かく住民サービスができるということでの答弁でございます。しかし、地域から見た見方は、自治会の積み上げが行政区として機能しているという認識だと思っております。

ちょっと分かりにくいので、事例を挙げて説明しますと、1市2町2村合併前、要するに平成22年よりも前ですね、旧町村時代に統合した行政区には、旧行政区を自治会に移行して、

行政区と密接に連携、互恵した自治会がございます。

行政区と自治会が同一の範囲であれば問題はございませんが、統合した場合は、新行政区の下に自治会としての旧行政区、その下に旧自治会が構成される3段階になりまして、新行政区への市からの助成が減額されればされるほど、最下位の旧自治会運営にも大きく影響し、自治会組織は衰退して、かつ行政区運営にも多大な影響が生じてしまうのではないかと考えております。

行政区内の1つの機関ではありますが、この点についてよく理解し、対応すべきではないかと思いますが、総務課長、どのように理解されて、どう取り組まれるのかお尋ねします。

○総務課長（清水正行君）

お答えします。

議員御指摘の行政区統合後の自治会というのが、統合によって複数存在するような状況になった場合の話でございます。

こちらにつきましては、現在、自治会長等報償費というのを、平成18年以降に統合した行政区に対して、旧の行政区単位で自治会長等報償費をお支払いして対応しているところでございます。

ただ、それ以前からある自治会につきましては、この報償費の対象外ということとなりますので、その部分につきましては、もちろんだのように財政的な支援をしていくかというのは今のところございませんが、新行政区の中でその在り方等を検討していくことが大事であると認識しております。

統合の協議の中で、今までもそういった自治会に対しては、例えば、お金が行政区の中で配分されていたとは思いますが。統合によって、それをどのようにしていくかというのは住民主体で決めていくべき話だとは考えております。そういった話合いに我々も積極的に参加して、シミュレーション、そして様々な情報提供をさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○11番（田中栄一君）

行政側から見れば、上から下に落ちていく金の流れになるかと思いますが、その地域に住む方にとっては3段階になりますので、一番下の段階で自治会の会費を徴収されます。さらに旧行政区、そこで区費の徴収があります。今度、行政区統合をしますと、旧行政区は自治会組織になりますので、その自治会組織も当然に今までの区費のかわりに自治会費を徴収されます。新行政区ができますと、新行政区に区費が徴収されますので、その分については、その地域住民の方の負担増になるわけですね。

だから、ここら辺はよく考えていただいて、やはり自治会という組織はなかなか簡単に解散はできませんので、それは何でかということ、先ほども言われましたように地縁があります

し、法人化しているところもあります。そういった部分ではなかなか解散ができませんので、そこら辺はしっかり、上からこうじゃなくて、下からも見てもらえる、考えてもらえるという視点に立っていただきたいということをお願いしておきたいと思います。

最後に、11月29日の西日本新聞に八女市が保育園留学に取り組んでいるという記事が掲載されました。

この件については、昨年の12月議会で、北海道の厚沢部町の事例を御紹介しましたけれども、新年度に早速、事業展開された、このスピード感に感心いたしました。

本日は様々な提案をしましたが、同じスピード感で事業に反映されることを願って、私の質問を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（橋本正敏君）

11番田中栄一議員の質問を終わります。

11時20分まで休憩します。

午前11時8分 休憩

午前11時20分 再開

○議長（橋本正敏君）

休憩前に引き続き一般質問を再開します。

19番森茂生議員の質問を許します。

○19番（森 茂生君）

日本共産党の森茂生でございます。しばらくの間、よろしくお願いいたします。

11月17日、私のところに損害保険ジャパン株式会社より、弊社システムのサイバー攻撃により、お客様の情報が外部に漏えいしたおそれがあるというお知らせとおわびの文書が届きました。最大1,750万件の顧客情報が外部に漏えいした可能性があるということでもあります。

また、現在、新聞などで盛んに報道されておりますけれども、アサヒビールホールディングスが9月に受けた身代金要求型ウイルス攻撃により、顧客情報191万件以上の個人情報が出た可能性があると言われております。セキュリティーネットというサイトでは、今年10月だけで80件の情報流出があったと事例が紹介されております。

個人情報漏えいニュース被害事例一覧では、これも今年10月だけで1,000件以上の被害が6件、合計6万6,000件の情報流出が起きていると報道されております。これらの報道を見れば、毎日どこかで情報漏えいが発生していると思われま。

以上のことから、八女市が保有する個人情報が適切に管理されているのか、質問をいたします。

2番目に、みどりの食料システム法は、環境と調和の取れた食料システムの基本理念などを定めるとともに、環境への負荷の低減を図るため、認定制度を設けることにより、持続的

な発展、環境への負荷の少ない健全な経済発展を図るためにつくられた法律です。八女市の持続可能な農業を構築するため、みどりの食料システム法に基づいての取組を御質問いたします。

詳細につきましては、発言席にて質問をいたします。

○市長（簗原悠太郎君）

19番森茂生議員の一般質問にお答えいたします。

1つ目の個人情報保護について、(1)住民票の写しなどの証明書を請求できるのはどのような人かというお尋ねでございます。

本人等による請求、国または地方公共団体の機関による公用請求、利害関係人等による第三者請求、司法書士などの特定事務受任者による職務上請求ができます。

(2)の住民票等の交付記録の分類・管理は、疎明資料は求めているのかというお尋ねでございます。

証明書ごとに、有料交付件数及び無料交付件数により分類・管理しております。

請求の際の疎明資料につきましては、第三者請求の場合、請求権利を証する資料等の提示を求めています。

(3)の住民票などコンビニ交付業者との契約はどうなっているのかというお尋ねでございます。

地方公共団体情報システム機構との契約約款に基づき、コンビニ店舗で住民票等を発行しております。個人情報を扱う契約には、個人情報の保護に関する規定を設けております。

(4)のプライム事件とはどのような事件かというお尋ねでございます。

平成23年11月に、プライム総合法律事務所（47ページで訂正）を介して、不特定多数の探偵事務所等から依頼を受けた司法書士等が、職務上請求用紙を大量に偽造し、全国で1万件以上の戸籍・住民票等の不正入手をしていたという事件が発生しております。

2つ目のみどりの食料システム法について、(1)八女市における有機農業の推進及び普及の目標達成に向けての取組状況というお尋ねでございます。

有機栽培の推進につきましては、国において令和4年5月にみどりの食料システム法が施行され、環境負荷低減に向けた取組を推進するため、有機農業の取組面積の拡大や次世代有機農業に関する技術の確立などの目標が掲げられております。

本市におきましては、国の環境保全型農業直接支払交付金や、県の国際水準GAPレベルアップ支援事業などを活用し、有機農業の取組を推進しているところでございます。

今後は、国の掲げる有機農業の拡大目標も見据え、安全・安心な農産物の生産拡大と持続可能な農業の振興に取り組んでまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○19番（森 茂生君）

質問に入ります前に、プライム事件はどういうことかと尋ねております。

答弁では、「平成23年11月に、プライム総合法律事務所（同ページ後段で訂正）を介して」となっていますけれども、プライム総合法務事務所が正解かと私は思いますけれども、これはどうでしょうか。私は法務、法律事務所は法律事務所だけしか名のることができません。これは弁護士法第20条に基づいて、弁護士しか法律事務所は名のことができません。この中には、元弁護士は入っていますけれども、弁護士事務所じゃありません。ですから、私は法務事務所が正解かと思えますけれども、いかがでしょうか。

○市民課長（松尾真美君）

説明いたします。

御指摘のとおり、プライム法務事務所のほうが正解です。

○19番（森 茂生君）

分かりました。

東京の町田市で、2023年5月、損害賠償請求の専決処分が行われております。少し紹介しますと、ストーカー被害者が加害者に住所を特定されないように、警察の意見を基に住民票の発行停止の措置を取った。しかし、本来ならば、システム上の処理をしなければならないが、失念してそのままになっていた。そのために、加害者が戸籍の附票を取って、被害者の現住所を探し出した。そのために、被害者は引っ越しをまた余儀なくされて、引っ越し費用と慰謝料693千円の損害賠償をしなければならなくなったという専決処分です。

ちょっと続けて発表しますと、山口県柳井市では、司法書士より郵送で戸籍抄本の職務請求があり、同じ名前の人を間違えて郵送してしまったという事案が起きております。

また、新潟県糸魚川市では、戸籍証明書を申請した市民に誤って同姓同名の別人の戸籍証明書を交付し、個人情報漏えいがあったと発表しております。

静岡県磐田市では、静岡地裁浜松支部の執行官が窓口に訪れ、競売手続に必要な住民票と戸籍謄本を請求、担当者が住民基本台帳システムで対象者を検索したところ、同じ施設に入所していた同姓同名で、同じ住所の人の証明書を間違えて発行してしまったという事案が起きております。

山口県岩国市では、市の出張所を訪れた人物が母親の除籍謄本を請求し、市は2通の除籍謄本を交付しました。ところが、同姓同名で戸籍の筆頭者も同姓同名、本籍も同じだったということで、これも間違えて発行したという事案が起きております。

茨城県牛久市では、Aさんの戸籍証明書を作成していた職員が、同じプリンターから発行されたBさんの戸籍証明書を一緒に閉じてしまい、間違えて郵送してしまったというのも起きております。

静岡県伊豆市では、市民課窓口業務の受託事業者の職員2人がほぼ同じ時間に同じ印刷機を使って印刷し、印刷物を取り上げる際に、後から印刷された別の証明書を一緒に綴じ込んで発送してしまった。

これはほかにもいっぱいあるかと思いますが、ざっと検索しただけでもぞろぞろと出てきます。これは非常に単純な、基本的なミスだと思います。

しかし、これが日常的に気をつけておかないと、この単純なミスこそ、誰にでもまたそのように、ちょっとした油断で間違っただけで交付をしてしまう。それが結局は情報漏えいにつながってくると私は思います。これは日常的に、こういう単純なミスを防ぐためにどのような対策を取っておられるのか、お尋ねします。

○市民課長（松尾真美君）

説明いたします。

窓口での請求の際には、証明書作成時に職員のほうでチェックして、窓口のほうで交付する際にも、こちらのほうで、この戸籍だったらこの戸籍で間違いないですねということで請求に来られた方と一緒に確認してお渡しするという形を取っています。

また、郵送での請求の場合も、請求で証明書をつくった際に、別の職員がチェックして、それで間違いないかということを確認して交付しているところです。

以上です。

○19番（森 茂生君）

今言いました事例も、1人じゃなく2人でチェックして起きているんですよね、ほとんどの場合。ですから、名前だけではなく、生年月日とかまで確認するように日頃からしつけておかないと、つい先ほど言いましたように同姓同名、戸籍の筆頭者まで同じという事例が、内容である場合がありますので、ここら辺は日常的にして、あるいは単純なことですけれども、その単純さが慣れてしまって、間違いを起こす原因にもなるかと思いますが、日常的な啓蒙啓発、窓口業務の方の研修などは定期的に行っておく必要があると思っております。分かりました。

それから、次に行きますけれども、住民票の写しの証明書を請求できるのはどのような人かと私がお尋ねしておりますけれども、本人、あるいは本人が取れる身内の戸籍証明とか、それは全く本人が取るので、問題はありませんが、国や地方公共団体による公用請求、第三者による請求、それに職務上請求などがあるかと思いますが。

どうなのか一つずつお尋ねしますが、例えば、公用請求の場合、国、地方公共団体と一口で言われていますけれども、具体的にはどういうところからどういう請求があっているのか、お尋ねします。

○市民課長（松尾真美君）

説明いたします。

公用請求につきましては、国でしたら、例えば、国税庁とか国土交通省などになるかと思えます。地方公共団体では、各県の県土整備事務所、県税事務所と各市町村自治体とかになります。

○19番（森 茂生君）

そしたら、第三者請求、職務上請求、これがどういったものであるか、ちょっと具体的に説明をお願いします。

○市民課長（松尾真美君）

第三者請求ですが、利害関係人からの第三者請求というのは、いわゆる利害関係者ということで、親が亡くなって、不動産の相続登記手続のために、相続人である兄弟の戸籍を提出する必要があるために取るとか、あとはお金を貸して返済が滞っている相手方の行方を確認して返済請求をしたいということでの金融機関であったりというものでございます。

（「職務上請求」と呼ぶ者あり）

職務上請求は、弁護士や司法書士、土地家屋調査士、行政書士など受任している事件に関して必要であるということを理由に請求がある場合に、職務上請求書というのに記入してこられますので、そのときにそういう事由の基に証明書を発行しているところです。

以上です。

○19番（森 茂生君）

その場合、どのような点に注意をして発行されているのか、具体的な注意点をどうされているのかお尋ねします。

○市民課長（松尾真美君）

職務上請求を行う際は、各士業会が発行した通し番号付きの職務上請求書を御使用いただきます。万が一職務上請求書を紛失された場合は、速やかに所属する士業会を通じて、全国の自治体に通知されます。窓口では、職務上請求による交付請求があった場合、必ずその請求書が有効であるか、確認した上で交付しているところです。

また、窓口で職務上請求があった場合は、その職務上請求の記入内容や、押印の確認に加え、士業会が発行した資格者証などにより、来庁された方の請求者の本人確認を徹底しているところです。

○19番（森 茂生君）

国や地方公共団体からも請求があろうかと思えますけれども、その場合どうされているのか、お尋ねします。

○市民課長（松尾真美君）

国や地方公共団体からの請求は、その請求される部署からの公印を押された請求書によっ

て請求が来るのですけど、公用で請求される場合であっても、その根拠法令、何に基づいて請求されているのか、どういう請求事由で請求されているのかということを明記いただいた上で請求を受け付けております。

○19番（森 茂生君）

これは商工新聞というのに載っていたわけですがけれども、千葉県の香取市の市民が税務調査を受けられたわけでありまして。ところが、不審な点があり情報開示を行ったところ、2016年4月から2017年11月までの1年8か月の間に、香取市民のおよそ700世帯の世帯全員の住民票の写しを入手しているというのが判明したわけでありまして。

税務署といえども、きちっとした税務調査の場合ということに当然なっていますけれども、幾ら何でも700件の、ましてや納税者でない住民全部の住民票を取る、これは明らかにおかしいと思って、いろんな抗議が起きているところです。

茨城県筑西市では、2014年3月、地籍調査推進課の職員を逮捕したと発表しております。地籍調査を装い、20代の知人男性の戸籍謄本の交付を依頼する偽りの書類を作り、東京都内の区役所から男性の戸籍を取得した、いわゆる公用請求ですよ。

それともう一つ、新潟県の職員と嘱託職員とが公用請求と偽って戸籍謄本を取得したと発表、職員は嘱託職員に依頼して、自分の親族の戸籍関係書類や住民票の写し174件を24の市区町村から取得していた。また、嘱託職員も自分の親族や戸籍関係書類や住民票の写しなど149件、19の市区町村から取得していた疑いがある。どちらも公用請求として請求していたということが現に起きていますので、たとえ国の機関、地方自治体からの問合せであっても、やっぱり厳格にやっていただきたいということですから、どう思われるかお尋ねします。

○市民課長（松尾真美君）

言われますように、明らかに大量な請求であったりということであれば、何か不信であるな、どういうことかなというところでちょっと気づきがあるとは思いますが、その辺は請求があったときにしっかり注意しながら、交付処理は行っていきたいと思っております。

○19番（森 茂生君）

ちょっとおかしいなと思ったら、例えば、新潟県、あるいは筑西市ですかね、そこに問い合わせせて、本当にこれですかというのは問合せまですべきだと私は思います。全部が全部とは言いませんけれども、余りにも部数が多かったり、書いてある内容がちょっと不明だったら、私はそこまで確認を取るべきだと思います。

それから、この中で触れていませんけれども、警察からも相当あるかと思いますが、これはどうなっていますか。

○市民課長（松尾真美君）

警察につきましても、しっかりこういう法令に基づきということで、法令に基づいた照

会をされますので、そちらもほかと同じように、きちんと来られた本人の警察手帳とかも見せて、これで照会をお願いしますという形で来られますので、それに従って、記載事項証明とかは行っているところです。

○19番（森 茂生君）

警察の場合、捜査関係事項照会書と言うそうですが、実はこれでもちょっと事件が起きて、これも市役所内のことですが、捜査関係事項照会書を役所に提出する。戸籍関係の照会書の受け取りや情報の確認は正規職員が行う。しかし、非正規職員が行ったといったものがあります。そして、どうなったかという、警察が会計年度任用職員を逮捕となっています。

そして、これは今治市ですが、市役所へ捜査に入り、およそ1時間にわたって職員の机の周辺を捜査したということになっております。いわゆる捜査関係者が照会した事項を会計年度任用職員がほかに漏らしたという事件です。

ですから、この警察関係のは、正規職員でなければ駄目となっていますか、どうなっていますか、そこら辺は。

○市民課長（松尾真美君）

正規職員のみが取り扱うということにはなっておりませんので、正規職員の窓口の会計年度職員が行うにしても、そこはきちんと正規職員が行うものと同様に確認等は行っておりますので、正規職員以外でも処理を行っているところです。（同ページ後段で訂正）

○19番（森 茂生君）

今治市では正規職員でなければ駄目だということで明確になっていたけれども、会計年度任用職員がということでした。どうしてもこれは会計年度任用職員を信用できないと言っているわけじゃないんですよ。しかし、重要な書類に関しては、やっぱり正規の職員が取り扱うべきだと私は思っています。

そして、もし漏れたら、それこそ捜査にでも入られたら、これは八女市の市役所にとっても大変な問題ですので、そこら辺はもう一度事務を見直して、厳密に正規職員だけでないといけないとしなければならぬような気がしますけれども、いかがでしょうか。

○市民課長（松尾真美君）

すみません、訂正させていただきます。警察からの捜査関係の調査につきましては、正規職員のみが取り扱っているというところですので、訂正させていただきます。（同ページ前段を訂正）

○19番（森 茂生君）

そうでしたら、よろしくをお願いします。

職務上請求、8士業と言われますけれども、弁護士さんやら司法書士、税理士さんなど入

りますけれども、これはまた後で別個に質問します。

住民票の交付記録はどのように分類管理されているのか、有料と無料に分類されているということでしたけれども、できればもう少し細かく私は分類したほうがいいんじゃないかと思っております。何かの事が起きたら、もう一緒になっておるわけですので、それを手作業で全部今度は見つけ出さないかんから、仕分はもう少し細かくやったほうがいいのではないかと考えています。この点、いかがお考えでしょうか。市民部長いかがですか。

○市民部長（牛島新五君）

お答えいたします。

各証明書の申請書の分類につきましては、確かに有料と無料のみの分類になっておりますが、それをさらに細かくというところについては、日付ごとまではやっているところですが、それ以上はやっていないところでございます。

やはりその分量がかなり多うございまして、戸籍と住民票で年間で4万件ほどの件数がございまして、そこら辺がなかなか難しいところがございます。

ただ、今後、マイナンバーを使った申請などでデータ化が進んでくると思っていますので、そうなってくると、そういう分類もしやすくなってくると思っていますので、そういったところを今後検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○19番（森 茂生君）

4万件と言われましたけれども、手元の資料では6万3,800件ということになっています。ですから、1日当たりにしますと、月20日にすれば260枚程度です。これに本人請求がありますので、本人は本人として分けにゃいかんですけれども、全部合わせて1日260枚、ですから、仕分が一遍に分けるというなら無理ですよ。しかし、毎日毎日仕分していけば、私はそう無理な作業ではないと思います。いかがですか。

○市民部長（牛島新五君）

平均すればそういった数字になりますけれども、集中すると1,000件辺りになってきたりすることもありますので、その辺りはおっしゃるところは理解いたしますので、今後、検討させていただきたいと思っております。

○19番（森 茂生君）

それから、住民票のコンビニ交付の契約ですけれども、実はコンビニが現在1,164の市町村でセブンイレブンとかファミリーマートですけれども、45種類あって、5万6,000店舗あるそうですけれども、それはそれとして、実は富士通Japan株式会社のプログラムの不具合で別人の証明書が発行される事態が起きております。富士通Japan株式会社のプログラム、機械を導入しているのが188自治体という報道がっております。情報漏えいが起きたのが、

横浜市、足立区、川崎市、徳島市、宗像市、さいたま市、熊本市となっております。富士通 Japan株式会社は、一時停止して総点検をしたということですが、実はその前にもトラブルがあって、また、続けてトラブルがあったということで、非常に個人情報保護委員会も重視しているようです。八女市の場合、どこの業者と契約されているかお尋ねします。

○市民課長（松尾真美君）

市のコンビニ交付システムにつきましては、住民票や税など基幹系システムを導入しております行政システム九州株式会社と契約をしております。

この行政システム九州株式会社が導入しているのが富士フィルムシステムサービス株式会社製のコンビニ証明発行システムです。したがって、契約は行政システム九州株式会社と契約しており、利用しているシステムは富士フィルムシステムサービス株式会社製となります。

○19番（森 茂生君）

そこが、もし機械の不具合で情報漏えいがあった場合はどうなりますか。八女市の責任はないんですか。業者の責任ですか。そこら辺どうなっていますか。

○市民課長（松尾真美君）

誤交付などによる情報漏えいが発生した場合の損害賠償の責任につきましては、システムの利用契約や個人情報取扱特記事項において、事故発生時の対応と責任の所在について明確に定めております。

情報漏えいを招く誤交付などはあってはならないことではございますが、誤交付などの事故が発生した場合には、速やかに状況を把握し、被害の拡大を防ぐために緊急時の連絡体制と対応手順を定めているところです。

○19番（森 茂生君）

分かりますけれども、富士フィルムシステムサービス株式会社という会社があと1件ありましたけれども、その業者の責任、システム不具合で情報漏えいがあった場合、八女市には全く責任がありませんか。どうなっていますか。

○市民課長（松尾真美君）

そのシステムにより情報漏えいがあった場合というのも、その特記事項により、情報漏えいで損害が生じた場合は賠償を行うということで明記をしているところです。

○19番（森 茂生君）

賠償は分かるんですけども、こうなっていると思います。コンビニ交付システムにかかるシステムの利用に当たっては、地方公共団体の窓口で職員が住民に証明書を交付すると同様に、地方公共団体が責任主体となり、誤交付を防止するための措置が講じられているかについて確認する責務があったとなっております。これは現実には起こったところです。そいけん、窓口で交付すると、同じようにその会社に責任を持っていただかないかということ

言っていますけれども、そうなっていますか。

○市民課長（松尾真美君）

コンビニ交付で行うときも、もちろん窓口で交付を行うと同様に発行はしますので、システムを改修した際にきちんとコンビニの店舗でちゃんとした証明書が出るかというのを、システム改修時には必ず試験運用という形で確認を行った上で証明書を出しているところですので、そちらはきちんと行っております。

○19番（森 茂生君）

その業者に、ちゃんと契約上、誤交付が起きた場合はどう責任を取ってくださいますかというきちとした条文があるかないかを聞いているんですけれども。

○市民課長（松尾真美君）

事故が起きたときは報告を行ってということで、条文には事故発生時の対応というところで漏えいがあった場合にきちんと報告して、その指示に従わなければいけないとか、そういうのが二度と起こらないような防衛策を取らなきゃいけないというところで、事故発生時の対応については明記しているところです。

○19番（森 茂生君）

事故発生するときではなく、予防するためにきちっと前置きにその業者と綿密な打合せの上でこうなりますよ、窓口で証明するのと同じように責任があなたたちにはありますよという文書になっていなければできないわけです。誤交付があっても損害賠償のときも云々じゃないんですよ。それが起きないように、きちっとした契約が業者との間に明確にされているのかというのを私はお尋ねしているところです。

実は宗像市において、今回の富士通Japan株式会社の間で個人情報保護委員会が指摘しているのが、同社との間で、業者との間で具体的に誤交付を防止するための措置に関する取決めがなされておらず、必要かつ適切な措置が講じられたとは言いがたいと、よその自治体はよかったんですけれども、宗像市の場合は個人情報保護委員会が指摘をしております。

そして、こう述べています。証明書交付を外部に委託する場合は、委託先との間の業務委託契約に具体的に誤交付を防止するための措置に関する取組を明記するなど、必要かつ適切な委託先の監督を行うことということを言っているわけです。ですから、委託したからそれで終わりではなく、ちゃんと後まで監督までしなさいよということなんですよ。監督されていますか。

○市民課長（松尾真美君）

委託業者につきましてもきちんと確認など行っているところですし、行政システム九州株式会社のほうから富士フイルムシステムサービス株式会社に対しましても、その辺の採択に関しましてはきちんと監督を行うというところで契約にも明記はしているところです。

○19番（森 茂生君）

幾ら契約書になっていても、実際それを行わなければ意味がないわけですよ。ですから、きちっと定期的にどうなっているのか、そういうやり取りがあるのかと私はお伺いしているわけですよ。もういいです。

ちょっと市民課長、もう一度、そこら辺のところをきちっと事務整理をしていただいて、指導監督まで常にやる。そして、常に私たちと同じような責任がついてくるんですよというのをやっぱり業者と定期的には情報交換して、そうすることによって業者も引締めをするし、そういう点について、事務をもう一回整理していただけないかお尋ねします。どうするか。

○市民部長（牛島新五君）

お答えいたします。

先ほど市民課長のほうもお答えしましたとおり、個人情報の取扱い特記事項には様々なことを規定しております。従事者に対する監督及び教育や再委託の禁止ですとか、複製等の禁止、取得の制限、目的外利用及び提供の禁止、それから、損害賠償についても規定をしているところですが、議員が御指摘のとおり、そこをきちんと管理監督をしていくようにという御指摘でございますので、その点につきましては、今後、内部でしっかりと協議をして、問題がないように図っていきたいと考えております。

以上でございます。

○19番（森 茂生君）

幾ら契約書で立派なことをうたっていても、それが実際そうなるのかというところまできちっと八女市のほうが目を光らせておかないと、再委託とか、再々委託、いろんなことで緩んでしまう可能性がありますので、時々はきちっと呼んで、再教育なり、再申入れを私はすべきだと思います。よろしくお願いします。

次に行きますけれども、プライム事件というのが起きておりますが、先ほど言われたのは非常に不十分だったので、改めてこの事件の内容を言いますと、2011年に東京都のプライム総合法律事務所の社長、司法書士、元弁護士、横浜の探偵社社長、京都のグラフィックデザイナーの5人が逮捕されたわけですが、これは偽造した職務上請求書、これを3年間で1万件を超える偽造した職務上請求書を全国から不正取得して、3年間で235,000千円稼いだと言われております。そして、職務上請求書を2万枚偽造したということが公判で明らかになっております。

実はこれと似たような事件、これをきっかけに、群馬ルートと呼ばれるのもあったそうです。これはもうほとんど一緒です。ルートが違うだけですけれども、2012年9月、SRC名古屋の情報屋代表ら3人が逮捕ですが、これも職務上請求を偽造して、全国の自治体から2万件を超える証明書を取得していたというものであります。

この事件で問題になったのが、地方自治体がその職務上請求書を見抜けなかったというところが一つあるわけですね。しかし、自治体の責任ばかりは言われませんが、やっぱり一つ一つ毎日きちっとしたチェックが必要かと思います。

実は、この情報提供していた中に船橋市の職員がおります。市民税課の非常勤職員で、60万人分の住民基本台帳や納税者情報を閲覧できる職務権限があったと言って、千葉県の探偵社に1件数千円から数万円で売っていたということです。1つ摘発されると、芋づる式にずるずる出てくるわけです。その中に市の職員もおって、その情報が全部筒抜けになっていたということです。

ですから、市の職員がきちっと対応してすればいいんですけれども、1人そういう人がいらっしゃると、そこら辺のところはもう丸ごと情報漏えいになってしまうわけです。これが非常に心配されるところです。

ですから、この探偵社が言うには、取れない情報はないと。ちょっと金に困っている人を、小遣い銭稼ぎにやってみてとか誘ったら、1回すればやめられない、ばらすぞと今度は脅される。それから、ずるずる深みにはまっていくということが現にあるわけですので、そこら辺のところを1人いらっしゃると全部情報が外に漏れるという可能性があるわけですが、やっぱり現実的に1人そういう人がいると情報漏えいが限りなく起きる。もちろん、そういう人がいればという前提ですが、現実的にそういうことが起きる可能性があるんですか。

○市民部長（牛島新五君）

お答えいたします。

職員にはそういう個人情報の保護についての研修を定期的に行っているところですが、こういった形で、今回の船橋市の職員のような形で、本人が悪意を持って不正を働くということになった場合の、その把握というのは難しい場合もあるかと思います。

そういう意味では、そういう職員が一人でもいれば、議員おっしゃるとおり、そういった不正は八女市でも全く起きないとは言えないと考えているところです。そのためにも、きちんと公務員倫理の研修、それから、個人情報保護の研修あたりは今でも徹底しているところでございます。

○19番（森 茂生君）

私が心配するのは性善説ではなく、やっぱりどこでも起こり得る問題だという認識を持って毎日毎日当たっていただきたい。ですから、そういう目で、職員を変な目で見るとはならず、やっぱり研修なんか、あるいは金に困っているようなことはないのかと、日常的な付き合いの中からそういう情報をきちっと把握しておかないと駄目なような気がします。

1つだけ例といたしましょうか、時間の関係で。横浜のハローワークの職員さん、女性ですが、この人が逮捕されております。雇用保険の被保険者の職歴情報、全国の端末の2

万5,000台がオンラインでつながっているそうです。全国の7,000万人分の職歴情報が1か所によって検索されるということです。ハローワークの、この人も非常勤職員ですけれども、実に12年間にわたって情報を横流しし、4年間で多いときで月に1,000千円ぐらいの報酬を受けていたということです。この人も国家公務員法違反容疑で逮捕されていますけれども、12年間もよくやられたなと思っていますけれども、今はオンライン化されていますので、1か所そういう人がいらっしやると、全国の職歴が情報屋に流れてしまうということが現に起きております。

時間の関係でもうやめますけれども、例えば、携帯電話、ここにもそういう手が伸びて、番号が分かれば、所持者、住所全て分かる。逆に氏名が分かれば携帯電話も全部把握できる。全国で1億3,000万台ありますけれども、大手の3者だけで大体カバーできるということが言われています。車両、これは警察、あるいは運輸局、番号さえ分かれば全て住所、氏名は確認できる。一番びっくりしたのが電力情報も、住民票は登録しなくても電気だけは要るから、それで電力会社を調べれば大概行方不明者を見つけ出すことができるということも言われております。

ちょっともう時間がありませんので、ここで次に移りますけれども、こういうようで非常に機械を通してやる場合、大量に情報が外に漏れるわけですよ。1か所破られたら、全国に持っている情報は丸ごと流出してしまう可能性がありますので、よっぽど気をつけてやっていただきたいというのが私の言いたいところですけれども、最後に市長の見解、日頃の心構えなり、情報流出についてどう未然に防ぐのか、流出してからじゃ遅いわけですよ。その前にいかに止めるかが重要かと思えますけれども、どのような対策を取られるのか、お伺いします。

○市長（簗原悠太郎君）

お答え申し上げます。

森議員御指摘のとおり、今情報化が進んでいる中で、当然情報化、デジタル化のおかげで市民サービスの充実が図られているわけでございますけれども、結果として、情報漏えいが起こったときの被害が拡大するという、その事実はしっかり行政としても常に全職員が意識をして対策を取っていくことが大事だと思います。

そのときに、性善説、性悪説という言葉を出していただきましたけれども、本当にもう誰もが、職員全てが情報漏えいには携わってしまう可能性がある。極端な話、例えば、私が名刺交換をして、その名刺の写真を撮ってSNSに載せれば、それは個人情報の流出になるわけで、そういう意味では、誰しもが簡単に情報流出してしまうリスクもあるというところで、そこは部長からも答弁があったとおり、徹底して一人一人がその情報リテラシーを獲得して、常に情報漏えいのリスクというものを意識しながら対策を取っていく、日々の業務に当たる

という、そこは職員の意識向上というのが何より大事だと思います。

ただ一方で、一人一人の職員が徹底して気をつけても、例えば、これもプライム事件だったり、事例を出していただいたとおり、請求元が書類を偽造して、正しい書類がこちらに来て、こちらとしてはちゃんと書類が正しいからといって請求された書類を提出して、それが結果的に先方の請求元の都合で流出してしまったと。そこは完全に八女市だけの対策では防ぎ切れないところではございますけれども、そこも議員から御指摘いただいたとおり、例えば大量の請求があったときに、これはおかしいと、ふだんと何か違うと、やっぱりそういった常に正しい書類でも、何かもしかしたらこれが偽造のものかもしれない、何か不正請求かもしれないという常に意識を持つ、結局はやはりそこは職員の意識に帰結するところかなと思います。

そういった意味でも、常に職員研修、職員教育というものを充実させて、市役所で防げるところはもう徹底して、極力100%防げるように、市を挙げて取り組んでいきたいと思いません。

以上です。

○19番（森 茂生君）

書類そのものが偽造されたら防ぎようがないということは確かにありますけれども、一つだけ有効な方法が、本人通知制度というのが平成25年度より八女市に導入されております。これは被害型ですので、何か起きたときに後から通知をするものですので、あんまり意味はないわけです。

ところが、今はもう第三者請求、あるいは委任状、それが発行した時点で登録している人には本人にこういう住民票、戸籍を発行しましたよという制度が徐々に広まってきております。そして、自分が頼んでもいないのを請求したという事案が起きれば、情報開示しておかしいというのがすぐ分かるわけです。

このプライム事件においても、社長が住民登録型の制度を取り入れているところからは取るなど。依頼があっても断れと言っているんですよ、すぐ通知が行くからですね。それが未然防止になるわけです。八女市が取っている被害型は、もう被害が起きた後に本人に通知が来る。もう十何年たつけれども、1件も来ていないということで、それじゃなくして、登録した人にはどこどこに発行しました。そして、本人に通知をする。自分が頼んどったならいいけど、頼んでもいないのが発行されておるとおかしいなということですからすぐ気づくわけです。これが今いろんなところで導入が進んでおります。

例えば、ここはさぬき市ですけども、わざわざこう書いています。プライム総合法務事務所の云々、こういう事件がありましたということで、あなたの戸籍の個人情報第三者に不正取得されているかもしれませんと。登録型本人通知制度を導入していますので、皆さん

登録してくださいということでこれは広報に載っています。登録は無料、無期限ですよ。兵庫県の三木市、長野県の松本市、鳥取県米子市、いろんところで今どんどんこれが取り入れられております。ですから、抑止力というのが、私は登録型の本人通知制度、この制度だと思っております。ぜひこれを取り入れていただきたいんですけども、市長のお考えをお伺いします。

○市長（簗原悠太郎君）

お答え申し上げます。

本人通知制度は、議員御指摘のとおり、未然に被害の拡大を防止するという意味では一つの有効な手だてだと考えております。

一方で、今現行のシステムでそれを取り入れようと思うと、大規模なシステム改修等のコストもかかってきますので、最後、この個人情報保護というのは、どこまでコストと安全のバランスを取るかという問題だと思うんですけども、今、足下のシステムの標準化を進めている状況でございまして、システムの標準化が完了すれば、本人通知制度も大きなコストをかけずに取り組むことができると伺っておりますので、まずはしっかりシステムの標準化を完了させた上で、その上でしっかりコスト等のバランスも見ながら、本人通知制度をはじめとした個人情報保護の取組についてはより強化をしてまいりたいと思います。

以上です。

○19番（森 茂生君）

よろしく申し上げます。

最後になりますけれども、有機農法推進、普及、目標達成に向けた取組ということですが、食料システム法というのがあります。そして、地方公共団体の責務というのがあるようにあります。その中に、地方公共団体の区域の自然的、環境的、社会的諸条件に応じた施策を策定し及び実施する責務を有するとなっています。責務を有するになっていますので、どのような取組がされているのか、このシステム法に関してどのような取組がなされているのか、お尋ねします。

○農業振興課長（栗原勝久君）

御説明申し上げます。

みどりの食料システム法の施行を受けまして、第5条になります地方公共団体の責務ということで記載されております。

みどりの食料システム法の施行を受けまして、八女市としましては、令和5年3月、福岡県と共同計画という形で、県内の全市町村が環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的計画を策定したところでございます。

あわせまして、八女市では、第2次八女市食料・農業・農村基本計画におきまして、環境

保全型農業の推進、自然循環機能の維持増進など、施策の基本方針を定めたところでございます。

具体的目標としましては、こういった事業を福岡県と連携しながら、環境保全型農業者の取組者を増やしていこうというところで、一つ例を申し上げますと、環境保全型農業の直接支払交付金制度というのがありまして、八女市でも環境営農組合ということで、現在8件の取組を行っております。この取組者を増やしていこう、それから有機ではございませんけれども、福岡県の認証制度でふくおかエコ農産物認証制度というのがありまして、これも有機農業に向けた環境負荷を低減する取組、農家を推進していこうということで、八女市では25件の農家を取り組んであります。合わせまして、現状33件、これを令和12年に50件に増やしていこうというところで一つの目標等を立てておるところでございます。

以上でございます。

○19番（森 茂生君）

みどりの食料システム法に基づき、認定がいろんなところで行われております。例えば、熊本は、個人も含まれていますけれども、1,781団体が認定を受けているようですけれども、福岡県は16団体しか受けていないわけですが、この16の中に八女市の方が入っているかどうか、確認はどうなっていますか。

○農業振興課長（栗原勝久君）

御説明申し上げます。

八女市におきましては、みどりの食料システム法認定の取得農家数は3件ということで入っております。水稻1件、お茶で2件の取組でございます。

以上でございます。

○19番（森 茂生君）

実はやっぱりそういう人たちをきちっと拾い上げて、勝手にやっていらっしゃるような状況だろうと思います。そうじゃなくして、きちっと今は今度から位置づけをして、そういう人たちに1回ぐらい寄っていただいて、どっちみち有機農法、あるいは低農薬、こういう流れになっていきますので、そういう人たちを丹念に拾い上げて支援をしていくことが必要かと思っております。

今、オーガニックビレッジ宣言というのが各地で取り組まれております。国は、2030年度までに200の市町村を目指すということで、宣言しているのは、福岡県では、うきは市と篠栗町だけです。この宣言をするといろんな交付金が、優遇措置が受けられるわけですので、今の状況でオーガニック宣言というところまでは恐らくいかんだろうと思います。全然下地がないわけですので、ですから、行く行くは、このオーガニック宣言に持っていくような段取りを今から取っていただきたいと思うわけです。

今までも安心・安全、農業は有機農法、ほとんど口にされてきておりません。それから、総合計画も審議になっていますけれども、その中にも全然そういうのが出てこないから、私は今からの農業は持続可能な農業になっていかざるを得ないからということをお願いしているわけです。

ですから、今後はどうしても低農薬、除草剤を減らす、安心・安全な食べ物をつくるという前提で農業を基本に据えていかなければならないと思っています。

当然、お茶を世界に輸出する場合も、まず農薬がクリアできなければ、もうほとんどヨーロッパあたりには出すことができない現状がありますので、ここら辺もよく勘案して、基本に持続可能な農業するために、安心・安全な農作物を供給する第一歩も踏み出していない状況ですので、そういう方面に向かって、今後、少しずつでもやっていただきたい。そうしなければもう遅れを取ってしまうわけです。ここら辺について、市長の考えをお伺いします。

○市長（簗原悠太郎君）

お答え申し上げます。

議員御指摘のとおり、有機農業の推進というのは、もうこれは国際的な情勢、日本全体の方針という点でもそうですし、また、これから輸出を促進するという私自身の農業政策の側面からも、一定程度そこは促進しなければいけないと考えております。

一方で、やはりまだまだ有機栽培に関する知見というものが、全体的に農業の世界では不足している部分もあり、その転換も含めて有機栽培にはまだまだコストがかかってしまう。例えば、ヨーロッパの場合は、有機栽培のものがそれなりにちゃんと価格転嫁されて高く買われるという市場が成立していますけれども、やはり日本の国内だけを見ると、まだまだ有機栽培というものがしっかりその価格という面で評価をされていないと私自身分析をしております。

また、この八女の農業の場合は、様々な作物をつくっているというのが大きな特徴でございますけれども、作物によってその有機栽培の難しさだったり、コスト、労力というものが変わってくる。お茶の場合は、特に八女の場合は、八女と言えば玉露ですけれども、玉露の栽培にはやはり肥料が有機ではない、化学肥料も一定程度、今の味を出すためには不可欠といったような構造的な課題もございますので、そこは八女市全体としての方針もしっかり示しつつ、個別の作物ごとにJAの部会の皆さん等もしっかり議論をしながら、今後の八女市の有機栽培の方向性についてはしっかり示してまいりたいと思います。

以上です。

○19番（森 茂生君）

終わります。

○議長（橋本正敏君）

19番森茂生議員の質問を終わります。

13時30分まで休憩します。

午後0時26分 休憩

午後1時30分 再開

○議長（橋本正敏君）

休憩前に引き続き一般質問を再開します。

7番原田英雄議員の質問を許します。

○7番（原田英雄君）

皆様こんにちは。令和7年12月議会、一般質問の3番目を務めさせていただきます、議席番号7番の原田英雄でございます。本日から4日間の一般質問でございます。長丁場でございますが、最後までよろしくお願い申し上げます。

それでは、まず本日、御多忙の中に傍聴においでいただいた市民の皆様、インターネット中継を御覧いただいている皆様、誠にありがとうございます。

まずは、この場をお借りして、先般の小型航空機事故により命を落とされた3名の方々の御冥福をお祈りするとともに、御遺族の方々に謹んでお悔やみを申し上げます。また、星野村の山中で捜索に当たられた八女市役所星野支所、八女市消防団星野支団、八女消防署、福岡県警、その他関係団体の皆様には深甚なる敬意と感謝を申し上げます。このような事故が二度とあってはなりません、本件で見た防災上の課題も明らかになっております。後ほど詳しくお尋ねいたしますが、改めてあらゆる有事に備えておくことの大切さを感じたところでございます。

そこで、今回の一般質問は、広範な八女市における防災対策をはじめ、3月に一度質問させていただきましたが、市民の方から相談が多い有害鳥獣対策について、また、市民の方々の関心が深く、生活に直結する公立八女総合病院について、さらには、前回もお伺いしましたが、西高東低の人口偏在となっている人口動態から、東部地域の過疎対策と学校教育の在り方について、最後に、就任1年を経過した箕原市政についてお尋ねいたします。

昨今の物価高による厳しい生活環境に加え、国家間の対立が激化するなど、混迷する国内外の社会情勢ですが、人口減少社会の到来を見据えつつ、誰もが希望を持って住み続けられる八女市、住みたくなる八女市の未来創造へ意欲的な御答弁を期待しておりますので、箕原市長、城後教育長及び執行部におかれましては何とぞよろしくお願い申し上げます。

なお、前回も申し上げましたが、事務的な質問は所管課長へ、政策的な質問は部長以上に御答弁をお願いしたいと思っております。できるだけ市民の方に分かりやすく、簡潔明瞭に答弁いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

あとは質問席から質問させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

○市長（箕原悠太郎君）

7 番原田英雄議員の一般質問にお答えいたします。

1、有害鳥獣対策の取組強化について、(1)の個体数削減にどのように取り組むのかというお尋ねでございます。

有害鳥獣の捕獲につきましては、捕獲員の人材育成・確保、ICT技術等の活用、捕獲体制の強化等の充実を検討しております。

捕獲員の人材育成・確保では、狩猟免許取得に係る支援や箱ワナ研修会等の周知により、新たな捕獲員の確保と育成に取り組んでまいります。

ICT技術の活用では、一定離れた場所でも箱ワナが閉じていることを電波で受信できる箱ワナ管理システムを一部地域で国の交付金を活用して実証導入しております。このシステムの普及を検討し、見回り負担の軽減を図ってまいります。また、ほかの先進的な自治体の事例も研究し、ICT技術やドローンのリモートセンシング技術などの有効な技術と手法を活用した効率的な捕獲方法を追求してまいります。

(2)のジビエ肉に加工できる食肉処理加工施設の設置はできないかというお尋ねでございます。

八女市内には、民間の食肉加工施設が2つあり、これらの施設において、八女商工会議所及び猟友会と協力連携し、今後も地域資源としてジビエ肉の有効活用を推進してまいります。

捕獲されたイノシシや鹿の一部は、ジビエ肉として利活用されたり、自家消費や譲渡がなされておりますが、そのほかは穴を掘って埋設処分されております。この埋設処分は多大な労力を要し、捕獲活動に従事する方々の大きな負担となっております。特に捕獲員の高齢化が進行している実情を鑑みますと、現行の埋設処分方法の継続は大きな課題に直面していると認識しております。この課題を克服し、捕獲活動を持続可能にするための様々な処分方法を検討してまいります。

また、捕獲されたイノシシを埋設・焼却処分するだけでなく、品質のいいイノシシについてはジビエ肉として、ほかにもペットフードや肥料等、様々な製品へ活用することで、地域資源の有効利用、さらには地域経済の活性化にもつながるものと考えております。現在、八女市の一部は豚熱感染確認区域に指定され、その区域内で捕獲されたイノシシは、当分の間、ジビエ肉としての利用ができないという状況ではありますが、先進事例の研究や、民間事業者、関係団体との連携を深め、その実現に向けて検討してまいります。

2つ目の、今後の公立八女総合病院の在り方について市の考えは、(1)の病院機能再整備計画の進捗は、現状どうなっているのかというお尋ねでございます。

追補版の病院機能再整備計画につきましては、さきにかかれた公立八女総合病院企業団主催の地域医療懇談会において、住民向けの説明がなされたところでございます。

一方、公立八女総合病院企業団議会におきましても、特別委員会を設置して計画の精査が進められております。

この計画は、今後の地域医療の在り方に大きな影響を及ぼす重要なものでございますので、本市といたしましても、本計画を含めた地域医療に関する議論に今後も積極的に関与していく方針でございます。

(2)の筑後市、広川町、久留米大学及び民間病院等との協議、調整状況はいかにというお尋ねでございます。

現在、本市と筑後市、広川町で構成する八女筑後保健医療圏における将来の医療体制の在り方につきましては、公立八女総合病院企業団に設置された八女・筑後医療のあり方検討協議会において、関係市町をはじめとして久留米大学や八女筑後医師会も参加する形で協議が進んでおります。そこでは、圏内にある公立八女総合病院と筑後市立病院という2つの公立病院が抱える経営改善や医師・看護師不足などの課題に対応するために、民間病院への意見聴取を含めた幅広い議論が進められております。

(3)の市民が安心できる医療体制確保へ今後どのように取り組むのかというお尋ねでございます。

人口減少や高齢化が進む中、今後の地域医療体制を確保するため、筑後市や広川町はもとより、福岡県や八女筑後医師会、関係医療機関等などとも幅広く連携し、あわせて、市議会や市民の皆様の見解を傾聴しながら、必要な施策を着実に進めてまいります。

3の防災安全対策について、(1)の先般の小型航空機墜落事故への対応と課題をどのように捉えているかというお尋ねでございます。

まず、11月18日、星野地区において発生いたしました航空機事故により犠牲となられた方に対し、心よりお悔やみを申し上げます。

小型航空機墜落事故につきましては、対策本部を設置し、国土交通省、消防本部、警察、自衛隊、消防団などの様々な機関と連携し対応しております。また、事故による影響の調査を現地や下流の河川で実施し、現在、環境及び水質等の異常は見られない状況でございます。

これらの対応については検証を行い、今後の災害対応等に反映をさせてまいります。

(2)の支所と本庁との連携等防災体制に関する今後の取組はいかにというお尋ねでございます。

災害対応における支所と本庁との連携体制につきましては、今回の事故対応の検証だけでなく、災害対応の多様化、複雑化等も踏まえて、効果ある連携等の体制構築を進めてまいります。

4の地域資源を活用した過疎対策の取組について、(1)増加する空き家の利活用をどのように進めるかというお尋ねでございます。

本市では、移住・定住の促進及び地域の活性化のため、市内に存在する空き家を用いた空き家バンク事業に取り組んでおります。本事業は、定住や二地域居住などで空き家の利用を希望する方とのマッチングの支援を行う事業でございます。平成23年度から事業を開始し、不動産業者との連携や、登録物件の改修と家財撤去費用を補助するなどの支援策を行いながら、今年度10月末時点で売買96件、賃貸38件、合計134件の成約に至っております。

これまで、ホームページやSNSで情報発信をしたり、各地で行われている移住・定住フェアなどに出向き、本市の宣伝と併せて空き家バンクの紹介を行ってまいりました。今後も、空き家等の利活用に向けた情報発信を進めながら、所有者等の様々な悩みに対応できるきめ細やかな相談体制の強化を図るとともに、国や県の動向を注視し、民間との連携を密にしながら、空き家等の利活用に努めてまいります。

(2)の遊休農地の利活用に関する今後の取組はいかにお尋ねでございます。

遊休農地の利活用につきましては、八女市農地銀行の活用と併せ、意欲ある担い手への農地の流動化を推進しております。あわせて、生産条件が不利な中山間地域におきましては、優良農地の確保と農家の形態や立地条件に適応した品目の振興を図りながら、農村の持続的発展に努めているところでございます。

農村人口が減少している中、今後も農業委員会をはじめ、農地中間管理機構やJAなど関係機関と連携し、移住者や二地域居住者等も含めた多様な担い手への農地の利活用促進に努めてまいります。

(3)の市営住宅の利活用に関する新たな取組はというお尋ねでございます。

市営住宅は、低所得者や住宅確保要配慮者が安心して生活を営むための、地域の住宅セーフティーネットの中核を担うものであります。本市におきましても、これまでも住宅に困窮する方々への安定的な居住の提供に加え、通常の入居とは別枠で、災害時における被災者の一時入居の受入れを行うなど、社会的役割を果たしてきたところでございます。

国におきましても、社会情勢の変化やニーズの多様化により、弾力的な利活用を促しているところでございます。

取組の事例といたしましては、移住・定住の促進に向けたお試しの住居用や外国人技能実習生の社宅などに活用している自治体もございます。

本市といたしましても、特に八女東部地区の公営住宅の空室化は顕著であり、本来の入居対象者の入居を阻害しないことを前提とした上で、有効活用の検討も含めながら、入居者が安心して暮らせるような住環境の整備に努めてまいります。

5の少子化時代に対応した目指すべき学校の在り方について、(1)の教育大綱の策定状況と基本方針はいかにお尋ねでございます。

八女市教育大綱は、本市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策を定めるもの

でございます。

大綱の策定につきましては、現在、大綱の基本となる最上位計画、第5次八女市総合計画後期基本計画の策定を行っておりますので、その進捗状況を鑑みながら、今年度中の策定に向けて進めてまいります。

また、大綱の基本方針につきましては、今般の社会情勢や教育を取り巻く環境の変化を踏まえ、義務教育の将来構想等を検討してまいります。

(2)の移住・定住につながる特色ある学校、魅力ある教育環境の確立について、今後の取組はいかにかから(6)教職員の働き方改革について、現状と課題はまでは、この後、教育長が答弁いたしますので、先に6の箕原市政1年を経過しての総括と今後について答弁をいたします。

6の箕原市政1年を経過しての総括と今後について、(1)これまでの市政運営と今後の政策について、どのように考えているのかというお尋ねでございます。

これまでの市政運営につきましては、就任以来掲げてまいりました、「会いに行ける市長」、「会いに行く市長」をモットーに、現場主義と対話の徹底を実践してまいりました。

今後の政策に当たっては、中長期的な視点に立った八女市2040年ビジョンの策定がまず第一に重要であると考えております。これからの八女市は、人口減少に歯止めをかける緩和だけではなく、人口減少を前提とした社会システムへと転換し、それに適応していくことも重要だと考えております。また、人口が減っても、地域のつながりや市民の安心・安全、美しい景観が守られ、心豊かに暮らせる八女市を目指すため、経済成長だけではない豊かさの追求も重要だと考えております。人口減少社会への適応、豊かさの再定義を核としたビジョンを市民の皆様と共に描き、共有し、希望を持てる新しい八女市の創造に向けて取り組んでまいります。

5の少子化時代に対応した目指すべき学校の在り方について、(2)移住・定住につながる特色ある学校、魅力ある教育環境の確立について、今後の取組はいかにかから(6)教職員の働き方改革について、現状と課題はについては、この後、教育長が答弁いたします。

以上、御答弁申し上げます。

○教育長（城後慎一君）

7番原田英雄議員の一般質問にお答えいたします。

5、少子化時代に対応した目指すべき学校の在り方について、(2)移住・定住につながる特色ある学校、魅力ある教育環境の確立について、今後の取組はいかにかについてでございます。

未来に向け目指す、参加したい学びの浸透につながるよう、市民や保護者が期待する学校づくりを進め、特色ある学びや魅力ある学びの確立に努めてまいります。

具体的には、グローバルな視点を持った人材育成のための英語教育の強化や、スポーツを通じての人間形成や成長を促す特色ある学校づくりなどに努めてまいります。

特に、八女東部の単学級の学校につきましては、少人数だからこそできる学校の状況に応じて特化した特色を前面に打ち出していきたいと考えております。

(3)義務教育学校の設置について、市の考えはについてでございます。

将来を担う子どもたちに、より望ましい教育環境を整えるため、中長期的展望を視野に入れた学校再編整備基本構想に基づき、学校の再編等の状況に応じて義務教育学校化を適切に進めてまいります。

(4)体育館、特別教室等へのエアコン設置について、今後の計画はいかにについてでございます。

市内の小中学校、義務教育学校における普通教室及び特別教室の空調設備につきましては、今後、計画的な設備の更新や新設を行い、教育環境改善に取り組んでまいります。

また、体育館の空調設備につきましては、教育条件の公平性、将来的な学校の統合や義務教育学校化の可能性などを考慮していく必要があるため、実効性の高い方策の実証、研究を行ってまいります。

(5)増加する不登校児童生徒の現状と対策をどのように考えているかについてでございます。

本市の不登校児童生徒数は、小学校、中学校ともに増加傾向にあり、令和6年度は合計で222名となっております。

対策としましては、行きたくなる学校、会いたくなる仲間づくりを通して不登校の未然防止に努めてまいります。また、学校における支援チームによる児童生徒や保護者へのサポートはもとより、スクールカウンセラーによる心理的支援、スクールソーシャルワーカーによる福祉的支援、ICTの活用等、児童生徒の実態や本市の地域性に応じた段階的で広域的な居場所づくりなど、多面的に手だてを講じてまいります。

(6)教職員の働き方改革について、現状と課題は。

これまで八女市教育委員会では、福岡県や八女市の働き方改革指針に合わせ、市立学校教職員の時間外在校等時間を年360時間以内、月45時間以内とすること、月80時間超の時間外在校等時間の解消に取り組むことに努めてまいりました。令和6年度は1か月当たり平均約33時間ございましたので、月45時間以内となっております。しかし、80時間超の時間外在校等時間の解消には至っておりません。今後は、業務の明確化と負担軽減に努め、全ての教職員が月45時間以内、年360時間以内の目標を達成することと、月80時間を超える職員を早急になくすことに努めてまいります。

以上でございます。

○7番（原田英雄君）

今回も盛りだくさんでございますので、早速御質問させていただきたいと思います。

それでは、最初に有害鳥獣対策についてお尋ねいたします。

御答弁いただきましたように、これまで官民挙げて様々な対策を講じてきており、猟友会の方々も熱心に取り組んでいただいていますし、最近では最新のICT技術を活用した捕獲対策にも取り組んでいただいています。しかしながら、頂いた資料を御覧いただくとお分かりのとおり、イノシシやアナグマに加え、新たに鹿も増加し続けており、個体数を何とかして減少させないと被害は増えるばかりです。特に野生鳥獣の生息域に近い中山間地域では、農林業者のみならず、被害額にカウントされないような家庭菜園や兼業農家が被害を受けることにより耕作意欲が失われ、耕作放棄地が発生することで、さらに野生鳥獣の生息域が拡大するという悪循環につながっています。

以前は、福岡県、熊本県、大分県の3県合同で一斉駆除が行われ、仮に捕獲に至らなくても、山への追い返しに効果があったと思います。なぜ実施されなくなったのか定かではありませんが、猟友会員の減少とともに重機を使った捕獲が難しくなりつつあるのも心配されています。さらに、近年は市街地までイノシシや鹿が下りてくるようになり、人的被害も懸念されています。

このような現状について、また、今後の対策について、担当部長、どのようにお考えでしょうか。

○建設経済部長（山口幸彦君）

お答えいたします。

議員御指摘のとおり、鳥獣による農林産物や生活環境への被害は深刻な問題だと考えております。特にイノシシの捕獲については、令和6年度においては過去最高の約3,600頭を捕獲しております。捕獲による個体数の調整は、農林産物被害や生態系の保護、人の生活環境の安全確保をするため最も有効的な対策だと考えております。

八女市では現在、捕獲従事者として、八女猟友会、八女東部猟友会合わせて182名の方々に委嘱をして捕獲に当たっていただいております。しかし、猟友会の皆さんの高齢化などにより、捕獲を担っていただける方が減少しているという傾向がございます。今後の捕獲の担い手の育成や確保が喫緊の課題と受け止めております。そのため、捕獲者がやりがいを感じられる取組やICT技術等の活用による捕獲者の負担軽減など、早急に検討する必要があると考えております。

ただ、捕獲だけで農林産物被害をなくすのは難しいと思われれます。八女市としましては、有害鳥獣対策の取組を強化する上で地域の役割は欠かせないと考えております。まず、野生動物を寄せつけない環境づくりとして、設置した侵入防止柵の維持や管理、農地周辺の草木

の管理、農地や家庭菜園などに収穫後の農産物を残さない等、地域ぐるみでの取組で有害鳥獣対策を推進してまいりたいと思います。

有害鳥獣対策は、農林業従事者や鳥獣捕獲者だけのものではなくて、地域全体の課題と捉え、これからも引き続き捕獲する技術での有害鳥獣の捕獲と、防ぐ技術での侵入防止柵の維持管理による防除を両立させることが必要だと考えています。あわせて、野生動物を寄りつかせない環境づくりを地域で取り組むことが重要と考えている次第でございます。

以上、御答弁申し上げます。

○7番（原田英雄君）

ありがとうございます。一朝一夕にはいかないと思いますし、申し上げましたように新たな技術も導入されております。1歩でも2歩でも進めて、私はまず、個体数削減の後にもろもろの対応策が出てくるかと思えますけれども、それでは、市長にお尋ねいたします。

今回、私は市民の皆様から相談が多く、自らの対応ではなかなか対処が難しい有害鳥獣対策に関して質問しておりますが、被害を減らすためには個体数を減らすしかないんじゃないですかという声も多く聞きますし、これがまず第一歩ではないかと考えております。同時に、捕獲した鳥獣をどのように処理するか、その適正処理についても市で何とかならないかという声をよく聞きます。答弁にありましたように、民間の方も頑張ってお処理していただいておりますが、捕獲した全てを処理するのは困難であり、さらに、残渣処理等の課題もあると聞いております。

そこで、改めて、北海道大学獣医学部出身で野生鳥獣の生態にもお詳しい箕原市長にお尋ねいたします。市内各地に出かけられて市民の皆様のご意見も多く聞かれていますと思えますけれども、私以上に現場の声が耳に届いていると思えます。これらの現状を踏まえ、市長として今後どのようにお考えでしょうか。市長の知見を生かした有効な施策があれば、ぜひお聞かせいただき、先頭に立って取り組んでいただきたいと御期待申し上げますが、いかがでしょうか。

○市長（箕原悠太郎君）

お答え申し上げます。

今後の野生鳥獣対策について、具体的な方策、施策等は今、部長のほうから答弁してもらいましたけれども、これまであまり取り組めていなかった、今後、より力を入れていきたいところとして大きく2点ございまして、1つは広域的な取組でございます。今、市議の御質問の中でも、過去に福岡県、大分県、熊本県の合同での駆除が行われたと。そういった広域の取組は非常に重要だと思っております、やはり野生動物、仮に八女市だけが相当コストを投入して数を減らしたとしても、野生鳥獣は当然、市境、県境等は関係なく移動するわけでございますので、そういった意味で広域的な取組が不可欠でございますが、現状あまりそ

ういった取組は足元行われていないなど、私も1年、野生鳥獣対策に取り組んだ中で感じているところでございます。

特に今、足元では豚熱が発生をしております、今のところ、最初に久留米市で発生して、その後、うきは市。最初は久留米市、うきは市で閉じていたのが、八女市に来るのも時間の問題かなと考えておったところ、やはり八女市でも発生をしてしまいました、その豚熱の対応というの、通常の野生鳥獣駆除に比べて消毒が必要だったり、捕獲した鳥獣の移動に制限がかかったりと、一層その処分にコストがかかってしまいますので、そういった点でも、豚熱はこれからもより広域に広がってしまう可能性もございますので、そういった広域での豚熱対策というの今後しっかり関係・発生自治体中心に連携を取りながら、県、場合によっては国への要望というの行う必要があるのかなと考えております。

また、もう一点取り組むべき事項としては、まさに豚熱対応の中で非常に難しい部分であるんですけれども、最初の答弁でも申し上げたジビエの活用、やはり埋設処分だけでは、それはコストを生むだけで、当然そこから何か新しい経済的な効果、雇用も含めたそういったところは生まれにくいわけでございますけれども、いわゆるジビエというのは、うまく活用すれば、健康志向の中でそれは食肉として、また、衛生基準をそこまで厳しく満たさなくても、ペットフードだったり様々、捕獲した動物を活用して新しいビジネスチャンスを生むほうにもつなげることはできると思いますので、足元は、まずは豚熱、八女で捕獲できる鳥獣の中心はイノシシでございますので、やはり豚熱対応下ではなかなかその活用の議論というのはすぐに進めるのは難しいですけれども、だからといって、そういった足元の議論に終始するだけではなくて、しっかり中長期的に野生鳥獣をむしろ活用していくといったような議論も今後、こちらも周辺の自治体とも連携を取りながら、広域で取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○7番（原田英雄君）

ありがとうございます。

つい先般、12月4日の日本農業新聞に、電気柵の下地に敷いて活用できる鉄鋼スラグという、鳥獣侵入対策に効果があり、除草作業の省力化にも寄与できる資材ということで、来年度から補助対象に加えられると載っておりました。

有害鳥獣対策は全国各地で様々な取組が実践されており、その技術も日進月歩で進んでおります。先ほど紹介いただいたような新たな資機材やデジタル技術などのほかに、各自治体や研究機関の情報も調査しながら、本市に効果がある対策に全力で取り組んでいただきたいと思います。

先ほど市長のお言葉の中にもありましたけれども、野生鳥獣に県境や市町村境はありません

ん。過去に取り組みれていた3県合同駆除のお話もしましたが、1市だけで頑張っただけで個体数削減に取り組んでも、他地域で大量に繁殖すれば意味をなしません。最初の答弁にありました豚熱対策については、感染元と関係する県と市町村が連携して取り組んでいます。同様に、県や他自治体、あるいは県域を越え、協力して取り組めるよう、組織的かつ計画的な対応が必要ではないでしょうか。市長おっしゃっていただきました2点、市長が先頭に立って、福岡県や近隣自治体と共に取り組んでいただきますよう要望し、次に移ります。

続いて、市民の命に関わる公立八女総合病院についてでございます。

先般、市長も同席し、開催された公立八女総合病院企業団主催の地域医療懇談会において、公立八女総合病院の現状や課題、再整備の必要性等について詳しく説明いただき、市民の方にも一定の御認識をいただいたのではないかと感じています。

一方で、最近のテレビ報道で厳しい病院経営の実態が明らかになり、全国の公立病院のうち約8割が赤字であることや、民間の基幹病院が経営不振を理由に各地で閉鎖されるなど、地域医療の危機が叫ばれており、公立八女総合病院の先行きに不安を感じている人も多くおられます。

私は、特に高齢化が進む八女市において公立八女総合病院は急性期医療の受皿としてなくてはならない地域基幹病院であり、旧八女市、旧八女郡の先人たちの努力で築かれた私たちの命を守るとりでとして、何としても維持存続していかねばならない病院だと考えています。

そこで、市長に御質問ですが、公立八女総合病院の再整備について、財政的にも時間的にもあまり猶予はないと思いますが、まず最初に、近隣自治体や関係機関との調整についてお尋ねします。

答弁では、病院企業団に設置された八女・筑後医療のあり方検討協議会で協議されているとのことですが、公立八女総合病院の再整備を進めるためには構成自治体の広川町や市立病院を抱える筑後市の理解と協力が不可欠であり、あわせて、久留米大学はもとより、近傍の民間病院などと個別にかつ具体的な調整も極めて重要ではないでしょうか。市長として、今後、関係機関に対しどのように取り組まれるお考えなのか、お聞かせください。

○市長（簗原悠太郎君）

お答え申し上げます。

公立八女総合病院の再整備計画の今後につきましては、まず、議員御指摘のとおり、今後様々な関係団体、それは公立八女総合病院を共に運営する広川町はもちろん、筑後市をはじめとした久留米大学や八女筑後医師会をはじめ、様々な関係機関との議論を一層深めていく必要があると考えております。そういった議論は今、八女・筑後医療のあり方検討協議会を立ち上げて議論をしているところでございますけれども、そういった中で、今後一層必要に

なってくると思っている議論が、もう少し広域な、そういった議論も必要なのかなと思っております。

というのも、今、二次医療圏、入院医療が基本的に関係する医療圏として八女筑後医療圏ということで、八女市、筑後市、広川町の3自治体一つになっているわけですが、国の方が示している最新の医療政策の中でも、二次医療圏というのは大体20万人から30万人の人口というものを基本としてつくられている。一方で、今、八女筑後医療圏は人口20万人に満たないところでございます。そういう人口減少下において、二次医療圏の中で入院医療が完結しないといったような医療圏が全国的に多くなってきているという中で、そういう医療圏自体の見直しも必要なのではないかという、より大きい議論も今、国、厚生労働省を中心に行われているところでございます。そういった国全体の議論というところが、これまでの再整備計画の議論の中で不足しているのではないかなというところは一つ問題意識として持っております、そういったところの国、県単位のより大きい医療政策の議論というものをしっかり我々も情報収集をして、その上でこの地域医療というものの在り方をひとつ考えていきたいなと思っております。

まずそういった大きい、より広域な議論だけではなくて、逆に八女筑後医療圏に閉じた話というところでも、これまでの再整備計画の議論の中で一つ不足していたところとして、既存の民間の医療機関との連携、議論というものが不足していたのかなと感じているところでございます。八女市、筑後市、広川町それぞれに、民間で救急も担っているような比較的大きい病院から小規模な診療所、クリニックまで、様々な民間の病院もありますので、そういったところとの議論というのも一層深めながら、いずれにせよ、関係機関全体との議論をしっかりと今後も進めながら、この再整備計画の在り方、ひいては八女筑後医療圏の全体の地域医療の在り方というものをしっかりと議論してまいりたいと思います。

以上です。

○7番（原田英雄君）

ありがとうございます。

市民の方の一部には、これまでの公立八女総合病院の診療体制や赤字経営の懸念から、再整備計画を不安視する人も多く、八女市民が多額の借金返済を迫られるのではないかと危惧する声も聞かれます。公立八女総合病院の今後の在り方、八女市民の命を守る地域医療の今後について、最後に、市長の見解、御覚悟をお伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○市長（簗原悠太郎君）

お答え申し上げます。

議員御指摘のとおり、今様々行われている公立八女総合病院再整備計画の議論の中で、拡

大する赤字、その将来的な財政負担というところに対して、市民の皆さんも非常に不安を、御懸念を持っておられるというところは私も強く認識をしているところでございます。

一方で、議員からも紹介いただいたとおり、今、毎日のように全国的に、公立病院だったり、救急を担うような中核病院の赤字の拡大というのが叫ばれている中で、当然、財政状況はいいにこしたことはありませんけれども、黒字化だけを目指すような地域医療の計画であっていいのかというところはよく考える必要があると思っております。

今、どうしても構造的な、これは国の医療制度の問題として、救急のような不採算部門を担えば担うほど赤字が拡大してしまうという中で、当然、財政の健全化だけを目指すのであれば、救急のような不採算部門を切り離して、採算の取れる部門だけを担う病院をつくれればいいわけですが、特に八女市という土地の特徴を考えたときに、やはり広い八女市で救急を、八女筑後医療圏で担わないと、例えば、久留米まで全ての救急の方が行かないといけないとなると、やはり東部地域を中心に医療体制というものが非常に手薄になってしまう。救急というのは市民の皆様の命を守る一番重要な分野の一つでございますので、そういった市民の命を守る、安心・安全という観点とコストというところの最後のバランスをしっかりと議論していく必要があると思っておりますので、いずれにせよ、本当に正解は一つではない、最後はどこかで落としどころを見つけないといけない議論だからこそ、しっかりと引き続き市民の皆様にはこの議論の状況というものをしかるべきタイミングで御説明、御提示しながら、今後の議論を進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○7番（原田英雄君）

公立八女総合病院企業団で現在策定されている再整備計画は、フルスペックで新築移転される方針で作成されていますけれども、八女市議会の中でも様々な意見があるところであり、公立八女総合病院企業団議会でも議論されているところですが、私は少なくとも現在の計画以外に、例えば、現病棟の一部利活用や駐車場活用、民間病院との機能分担や、同一敷地内に民間病院と併設し、機能分化した米沢モデルなど、将来の経営を見越し、多様な在り方を検討した上で再整備の内容を決定することが必要ではないかと考えております。

まさに市民の命がかかった病院整備でございます。八女市にとって最重要課題と言っても過言ではありません。我々八女市議会議員も人ごとではなくて、自分ごととして努力しなければならぬと考えております。今後の市長のリーダーシップと、執行部一丸となった取組を期待し、次の質問に移ります。

続いて、防災安全対策についてお尋ねいたします。

今回の小型飛行機墜落事故への対応については、山間部へ墜落した機体の捜索という前例のないミッションであり、情報伝達や後方支援の在り方、組織間の連携など、様々な課題が

浮き彫りになったと思います。

そこで、防災安全課長に改めてお尋ねします。林野火災に至らなかったのは不幸中の幸いですが、今後の参考に資するため、今回明らかになった課題と今後の取組について、具体的な内容をお示してください。

○防災安全課長（毛利昭夫君）

お答えいたします。

11月に発生しました墜落事故の現場は、携帯電話の電波が届かない不感地帯が多く、また、既存の防災行政無線も地形などの影響で一部不通となりました。

このたびの事故対応を教訓としまして、情報伝達手段の構築や関係機関との連絡体制などについてさらに検証を進め、災害時対応の向上につなげてまいりたいと考えております。

○7番（原田英雄君）

今回の事故対応につきましては、冒頭御挨拶を申し上げさせていただきましたように、多くの方々が土地勘が分からない星野村の山中で懸命に搜索活動に取り組んでいただきました。

広範な八女市においては、支所と本庁との連携が極めて重要と考えております。特に今回のような突発的な事故をはじめ、頻発する集中豪雨や台風、地震などの自然災害に対処するには日頃からの準備が不可欠です。その点では、先般行われた総合防災訓練は大変意義あるものでしたが、さらに今回のような支所単位の事象に対応するためには、改めて初動を含むマニュアルの作成と日頃の訓練が必要ではないかと感じています。この点について、総務部長、どのようにお考えでしょうか。

○総務部長（坂田智子君）

お答えいたします。

議員御指摘のとおり、広範な八女市においては、災害や事故発生時において、本庁、支所と連携して、いかに迅速にかつ適切に対応を行えるかが極めて重要であると認識しております。

今回の航空機事故対応をしっかりと検証し、今後の災害、事故等に対応するためには、支所、本庁の報告・連絡体制だけではなく、各職員が迅速に判断、行動できるように、手順を具体化した対応マニュアルの整備が必要であると認識しております。

また、訓練につきましても、マニュアルを作成して終わりではなく、実践的なシミュレーション訓練や支所と本庁をつないだ情報伝達訓練等を定期的、継続的に実施することで、職員の対応能力向上と連携強化に努めていきたいと考えております。

○7番（原田英雄君）

ありがとうございます。ぜひとも防災体制の強化について、部長、よろしくお願ひしたいと思います。

関連して、今12月議会においては機構改革案が提案されておりますけれども、残念ながら、重要な支所については何ら変更はありません。そこで副市長にお尋ねいたします。広範な八女市において、中山間地域を所管する支所の役割は極めて重要であり、今回のような事故対応や防災はもとより、通常業務においても、平時から各支所地域の現状と課題を明確化し、具体的な業務や計画目標等を定めることで、本庁と支所が連携し、共通認識して取り組める体制が構築できるのではないのでしょうか。市町村合併15年を経過し、支所の機能や役割、本庁と支所の在り方など、改めて課題が明らかになっていると思いますが、この点について副市長、どのようにお考えか、見解をお願いいたします。

○副市長（原 亮一君）

お答えいたします前に、星野村におきます小型航空機墜落事故、これに対しまして、地元消防団、それから、地域の皆様に御尽力いただきまして、ありがとうございます。今後もしっかり対応をしてみたいと思います。

議員御指摘の支所、本庁の機能の問題でございますが、合併からこの間、絶えず議論してきたことは、組織・機構としての一体化、支所と本庁が一体的に業務を遂行する、そのためにはどういう機構がいいか、組織がいいかということはこの15年間議論してきた経過がございます。

現在の本庁組織機能の特徴といたしまして、支所業務の全ては本庁各課につながっております。災害などの特定の被害を受けた支所につきましては、大きな課題が発生した場合には、制度上は、本庁各課から職員であったり情報であったり、その資源を投入できるという仕組みになっております。他の自治体では、本庁と支所をきっちり分けて、権限を持たせる代わりに災害対応もその支所で完結をさせるというような考え方を持つところがありますが、合併後の八女市においては、そこは一体的にやっていくんだと、こういう考え方は一貫して持ってきているところでございます。その上で、現在の本庁、支所機能の運用について大きな課題があるのだろうと御指摘を賜っているところでございます。

組織の組立てや形態につきましては様々な御意見がございますけれども、もう一つの観点といたしまして、組織の運用、人の運用、円滑な組織で業務を本庁、支所でどう回していくのか、そういうことも重要な観点でございます。本庁組織の縦割りという課題も常に御指摘いただきますが、それ以上に本庁、支所間の一体化、そういうところに職員の意識改革等が重要だろうと思っております。そういう観点から、今回の機構改革では、本庁内を調整させる機能として新たな組織を対応して、そこを起点として本庁と支所の一体化を図っていこうという考え方を一つ持っているところでございます。

いずれにしても、本庁、支所の問題、業務の在り方、権限の問題については課題があるとは存じております。市長のほうからは、今後、将来を見据えて長期的な視点に立って、支所

機能の在り方、そういうものを追求するようという指示をいただいておりますので、今後もしっかり内部で議論をさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○7番（原田英雄君）

機構改革につきましては議案審議の中でまたもろもろの御意見があらうかと思っておりますので、ここでの質問はここでとどめさせていただきたいと思っております。

今回の事故対応に当たっては、市長も公務出張中の宮崎から急遽帰庁されたと聞いておりますが、先ほどの部課長及び副市長の答弁にありましたように、組織的にも新たな課題が明白になったと思います。今回のような事故は二度とあってはなりませんけれども、豪雨や地震などの自然災害はいつ発生するか分かりませんし、市民の生命、財産を守るため、万全な組織体制を構築されるようお願いし、次の質問に移ります。

続いて、地域資源を活用した過疎対策についてでございます。

まず、部長にお尋ねいたします。

まだ仏壇がある、盆正月に帰省する、退職後ふるさとに戻ってくる予定などの理由で現在利用されていない空き家が相当数ございます。一方で、最近、田舎への移住希望者は多く、地域によってはニーズに応じ切れていないと見受けられるようになってきました。ちなみに、星野村では現在、空き家バンクに登録された物件がなく、NPO法人ががんばりよるよ星野村でも新たに空き家の募集を呼びかけられている状況です。他地域においても、登録された空き家物件ではニーズが合わず、自ら知人を介して空き家を相談された事例も生じています。

このような現状を踏まえ、改めて死亡や転出等で発生する空き家の早期把握と掘り起こしが必要ではないかと感じております。

この件については同僚議員も、先ほど先輩議員が御質問されましたので、細かな話は申し上げませんが、八女市に移住希望される方がおられるにもかかわらず、提供できる空き家情報がないため、やむを得ず他地域へ移住されている事例も生じています。眠っている空き家のさらなる利活用促進のためには、不動産業者さん以外にも、例えば、地元の建築業者さんや電気屋さん、民間団体や機関のほか、一般社団法人全国古民家再生協会や一般社団法人全国空き家アドバイザー協議会など包括連携協定を締結している団体もあり、多様な地元団体や機関と連携することで多くの情報収集と支援協力も可能になると考えます。また、空き家でなくても、入居可能な市営住宅が各所にあり、未利用の状態で利用しない手はありません。

山間部においては民間アパートはなく、民業圧迫の心配はないので、むしろ、入居者募集、あるいは空室ありますといったような掲示を行い、積極的に活用することも可能ではないでしょうか。特に過疎化が進み、人口減少が著しい中山間地域においては、その対策として、

移住者や二地域居住のための空き家の利活用、そのための空き家情報の収集と発信、さらには公営住宅を含む様々な地域資源の利活用促進について早急な取組が求められていると思いますが、担当部長どのようにお考えでしょうか。

○企画部長（田中和己君）

空き家等の利活用という観点での御質問だと思いますので、私から答弁させていただきます。

空き家等の数は全国的にも増加を続けておりまして、今後、市内でもさらに人口減少等により増加すると見込んでいるところでございます。こうした中、倒壊の危険性がある空き家等の除去といった、国の法施行後に進めてきた取組を進めるだけではなくて、その前の段階から空き家等の活用などにより適切に管理することが重要であると思っております。

さらに、空き家等は、地域の方々の安全な暮らしを守るなどの生活環境や地域のまちづくり、コミュニティの維持、または地域の経済活動、社会活動の促進を図る面から見ても大変重要な課題であると捉えております。

一方では、議員おっしゃるとおり、空き家並びに公営住宅等を含め、地域のニーズに応じて活用することで、社会的に付加価値を創出し、地域活性化につなげていく可能性もあると考えております。このような観点から、倒壊の危険がある家屋、空き家のほうは除去により対応する一方で、空き家等を適切に管理し利活用するなど、総合的に強化を図る目的で、午前中の市長からの答弁にもございましたとおり、今月1日に八女市空き家等対策推進連絡会議を設置しております。今後、この会議において、関係部署はもとより、より民間の方々とも連携しまして、様々な観点から協議、検討し、空き家対策にもしっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

また、本市の広大なエリアでは、行政だけではなかなかきめ細かな対応が難しい部分もございまして、現在も不動産業界の方々とか地元のNPO団体の御協力もいただいておりますが、今後も専門的な知識と経験を持っておられる民間団体などの御協力もいただきながら、継続して取組を進めてまいりたいと思っております。

先ほど原田議員からも御紹介がありましたとおり、星野のNPO法人、がんばりよるよ星野村の方々には、日頃から様々な場面で御尽力をいただいております。この場を借りましてお礼を申し上げたいと思っております。ありがとうございます。

また、議員から御指摘もございましたが、人口減少が著しい中山間地域におきましては喫緊の課題であると認識をしておりますので、より危機感を持ってスピーディーに対応してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○7番（原田英雄君）

公営住宅に関する御答弁はございませんでしたが、部長の志をお伺いしましたので、併せてお願いして、これ以上の質問は遠慮させていただきたいと思えます。

それでは、合併前後を通じて行政経験も豊富な原副市長に再度お尋ねいたします。

私はかねてより申し上げているとおり、合併15年を経過した八女市において、西高東低の人口偏在を踏まえて、過疎化が著しい東部中山間地域の人口をどのようにして維持確保するのか極めて重要であり、最重点課題と考えております。過去に消滅自治体や消滅集落が取り沙汰されましたけれども、八女市はこれからの取組次第で人口減少に歯止めをかけることができる、豊富な資源が眠っていると考えております。地域には多くの立派な空き家があり、先人が築いた未活用の農地や豊かな森林もあります。また、いつでも入居可能な公営住宅も空室があり、利用可能でございます。これらの地域資源を積極的に活用することで、移住・定住、二地域居住などを促進させ、人口減に少しでも歯止めをかけ、地域活性化につなげることができるのではないのでしょうか。

そのためには地元の理解と協力が不可欠であり、田舎暮らしには様々な情報伝達も必要であるため、地元詳しい支所の役割が極めて重要と考えます。本庁では支所地域の細かな情報は分からないと思えます。機構改革も提案されていますが、今後、仮称でございますけれども、移住・定住促進センターを各支所に置き、情報の一元化とともに地元の受皿づくりを行うことが必要ではないかと考えております。各支所にワンストップで対応できる窓口を設置することで、情報発信と提供、地元との連携をより機動的に行うことができ、様々なニーズに対応できるのではないのでしょうか。

今後の人口減少地域への対応と、支所を含む組織・機構の在り方について、副市長どのようにお考えでしょうか。

○副市長（原 亮一君）

お答えさせていただきます。

中山間地域の人口減少・少子高齢化対策は喫緊の課題であると思っております。各支所は各地域のまちづくりの拠点としてしっかりと地域振興の核となるべきだろうと思っております。

議員おっしゃいますように、地域の資源を情報発信して、外部から人を呼び込む、移住・定住につなげる、そのためには、まずは関係人口、そういうものに力を置きながら、外からの人の流れをつくっていくことが重要な取組だろうと思っております。今年度取り組んでいます保育園留学などは代表的な一例だと考えております。

情報発信につきましては、八女市の情報発信が分散しているという御指摘もございまして、どう発信していくかというのは課題として、支所それぞれが発信するのか、それとも、窓口を一つにするのかという部分については検討が必要だろうと思っております。

それからもう一つ、ワンストップ窓口というものは、機構の問題とは別に、業務上の業務内容と職員配置という課題でございますので、その辺についてはしっかり考えていきたいと思っております。

もう一方、先ほど支所の在り方について御答弁申し上げましたけれども、これまでは各支所一律に同じような機能、同じような業務ということで捉えておりましたけれども、議員のお話を伺います中で、それぞれの地域の課題というのは異なりますので、その課題に応じた機能という部分も一つあるのではないかと。そういう部分についてももしっかり議論をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○7番（原田英雄君）

ありがとうございます。今日は時間の都合でこれ以上申し上げませんが、やはり地域の現状を踏まえ、地域ごとの計画であったり、それに対する支所の在り方、今後の御検討をよろしく願い申し上げたいと思っておりますが、最後に市長にお伺いいたします。

9月議会でも本件についてはお尋ねをさせていただきました。資料も御提供させていただいているところでございますが、今回は地域資源としての空き家、遊休農地、あるいは公営住宅の利活用について質問をさせていただいております。人口減少が著しい中山間地域の対策について市長はどのようにお考えでしょうか、お願いいたします。

○市長（簗原悠太郎君）

お答え申し上げます。

今後の山間地の振興のためには、議員御指摘のとおり、様々な資源を活用していくことが大事ということで、本当に資源といっても様々ありますけれども、今日、議員から御指摘いただいた、例えば、空き家にしても、農地にしても、または市営住宅にしても、これは午前中の空き家に関する答弁のところでも申し上げたところでございますが、こういった資源というものをしっかり資源として機能させる仕組みが重要なんだと思っております。午前中申し上げたとおり、空き家も活用すれば、それは資源として多くの方を引きつける魅力になりますけれども、放置されれば危険家屋として、それが地域の、行政の負担になってしまう。同じように農地も、適切にそれが管理されれば、そこで農業を行いたいという、新規就農だったり、また、いろんな方を、農業をやってみたいという方を引きつける魅力になりますし、市営住宅もしかりだと思っております。

それ以外にも、例えば、今日御指摘いただいたもの以外でも、廃校というものもまた、廃校というとマイナスのイメージがあるかもしれませんが、そこを活用していろんな事業をやってみたい、にぎわいの中心になると思っておりますし、また、そういったハード面だけではなくて、例えば、山間部の特徴としては、少人数、人数が少ないというのも、今はマイナスの

イメージで捉えられがちですけれども、例えば教育分野で、少人数だからこそのきめ細かい様々な事業、教育内容というものはあると思います。

そういった形で、繰り返しになりますが、資源を資源たる姿としてしっかり活用していく、そのための仕組みをつくっていく必要があると思いますけれども、今、副市長からも答弁があったとおり、何が資源かというのは当然地域によって異なってきますので、よくこの八女市の課題は、中心部と山間部、東部と西部と二元論で語られがちですけれども、その山間部と東部という一言ではなくて、そこをしっかりと、もうちょっときめ細かい、それぞれの地域ごとの対策を考えていく、それは議員からも御指摘いただいているところがございますので、そういった地域ごとのそれぞれの発展の姿というのを今後策定する2040年ビジョンの中でもしっかり示すことができたならなと考えております。

以上です。

○7番（原田英雄君）

ぜひともよろしく願いいたします。多くの皆さんが期待をしておると思いますので、よろしく願いしたいと思いますが、時間の都合で、あと以下は若干スピードを上げて御質問を続けさせていただきたいと思っております。

続きまして、学校の関係でございます。教育長にお尋ねしたいと思っております。

御承知のとおり、児童生徒数が減少していく中、特色ある教育をということで御質問をさせていただいておりますけれども、当然のことながら、英語であったり、スポーツであったり、強化すべき時代になっておりますけれども、私は定住と関連をしまして、要はみんなが行きたくなる学校、よそからも来たくなるような学校を目指すべきではないかと思っております。そのための地元の特色ある資源を活用すべきだということで、分かりやすく例を挙げて申し上げますと、例えば、矢部村では、県下最高峰の釈迦岳をはじめ、豊富な森林資源がありますし、矢部清流学園では、それを生かした山岳部であったり、自然科学部であったり、木工クラブなどを設置することが可能ではないかと考えます。星野中学校では天文部、あるいは上陽北浜学園ではゴルフ部など、最大限に活用することで児童生徒数を増やすことができるのではないかとと思っております。

さきに取り組みされた保育園留学制度も同様に、他地域から行きたくなるような八女市の保育園だと、人気を博していると聞いております。八女市に魅力ある学校があり、そこに家族ぐるみで移住したくなる環境をつくることこそが地域に学校を残す唯一の手段ではないでしょうか。

市長答弁にもありましたように、来年4月から始まる新たな八女市教育構想を策定する時期でもあり、児童生徒数が減少する中、これからの八女市の学校づくりについて、教育長、具体的にどのようにお考えでしょうか、お尋ねいたします。

○教育長（城後慎一君）

御答弁申し上げます。

議員おっしゃるとおり、児童生徒数の減少が著しいですね。みさき学園も含めました八女市東部につきましては、特に学校の特色化が必要であると考えております。私ども教育委員会としましては、地元の資源を生かしながらも、各学校に魅力的な特色を発揮できるよう、現在、構想を立てて、各地域や当該校の校長等と協議や条件設定等の準備を進めているところでございます。

私が目指しております参加したい学びにもつながりますよう、特色を持つことができるよう、住民の皆さんや保護者の方々が期待する、納得できるような学校づくりに尽力してまいりたいと考えております。

○7番（原田英雄君）

ちなみに、公立学校において児童生徒数が増えている成功事例の多くは、行政において、専門技術を持った指導者の確保や住居の提供などの移住支援に加え、様々な負担軽減策が一体的に講じられています。学校の特色ある教育とそれらの施策を融合して実績を上げている自治体があちこちで見受けられます。

家族移住で幼少期から星野村に過ごされた簗原市長にお尋ねいたします。

教育構想も、市長の指示の下、教育委員会と一緒に今後策定することになるかと思えますけれども、地域に子どもたちの明るい笑顔が輝く未来を目指して、若き市長の思いとして、今後の方針をどのようにお考えか、お伺いいたします。

○市長（簗原悠太郎君）

お答え申し上げます。

今後の山間部の学校、ひいては地域の発展のためには、議員から御指摘いただいたとおり、それぞれの地域の特色ある教育内容、また、教育部局に閉じない、衣食住も含めた地域全体の一体となった取組が非常に重要だと考えております。

先ほど資源を資源として活用できるような在り方というところをさきの答弁で申し上げましたけれども、教育という部分で、どうしても人数が、なかなか一般論で言うと、少人数になってしまうと、子どもの競争意識が芽生えない、コミュニケーション能力が下がってしまう、そういった負の側面だけにスポットライトが当てられて、人数の多い学校に引っ越してしまう御家庭が多いと私自身感じております。

一方で、先ほど申し上げたとおり、少人数だからこそできる——私自身も幼少期、星野小と仁田原小、両方通いましたけれども、それぞれクラスは十数人、仁田原小のほうは、同級生は女の子3人しかいなかったような状況でしたけれども、だからこそ、本当に先生との距離が近い。また、複式学級も一般的には避けるべきと言われますけれども、複式学級だから

こそ、下の子たちとも常に交流ができて、上下の関係も築けた、そういったいろんないい面があったと思います。

教育内容も、これは山間部に限らず八女全体で、例えば、稲刈りや田植といった、農業地域だからこそその教育内容というのもできると思いますし、そういった、ふだんは弱点と言われているところを、いかに強み、資源として生かしていくか、そういう視点を教育の分野でも取り入れていきたいと思います。

また、移住というところを考えると、当然、幾ら教育内容を充実させて、そこで学ばせたいと思っても、そこに住めないとなかなか人も来ないわけですので、さきに御指摘いただいた空き家や市営住宅の活用といったところも含めて、しっかり教育内容を充実させるとともに、そこで教育を受けさせたいという御家庭が引っ越してきやすい、移住しやすい環境というのも併せてしっかり整備できるように、教育委員会と市長部局、しっかり連携してまいりたいと思います。

以上です。

○7番（原田英雄君）

ありがとうございます。箕原市長と城後教育長、ぜひタッグを組んで、日本一の学校環境をつくっていただくよう、よろしくお願ひしたいと思います。

時間がございませんので、この後、義務教育学校等々についても質問する予定でしたけれども、また次回以降に見送らせていただきますが、義務教育学校につきましては、先般、私は視察に行きまして、あるところでは、20の小中学校を令和16年度までに3つの義務教育学校に統合するという計画で進められるところでございます。これはもちろん経費の節減にもなりますし、人員的にも、逆に教育に、3つの学校で集中できるメリット、あるいは少子化に備えてという点もあって、行政主導で統合を進めていくという地域でございます。

八女市においては、順次、人口が減ってきたり、地元の要望等に合わせて義務教育学校化が進められておりますけれども、今後どうしていくかということも御検討いただく必要があらうと思いますし、私は、学校再編整備基本構想に掲げてある旧町村ごとに学校を維持することが重要であると思っています。やはりそのためには、いろんな英知を結集し、取り組んでいく必要があると思いますので、今後ともよろしくお願ひをしたいと思います。

それから、学校関係の施設につきましては、他の同僚議員も質問される予定になっておりますので、細かいことは申し上げませんが、とりわけ温暖化が進む中で、やはりエアコンの設置は必須というような時代になっております。とはいえ、先ほど申し上げましたように、学校の統合であったり、義務教育学校化という流れが見えない中で、どこを優先順位でどうやっていくのかということもなかなか見えない状況でございますので、そこいらはできるだけ早く整理をしていただいて、やれるべきところはやるということで取り組んでいた

だきたいと思っております。

あわせて、不登校についても御質問をする予定でございましたけれども、先般来、令和9年開校予定の学びの多様化学校分教室の構想も提出をされたところでございます。これらにつきましては委員会、あるいはまた、本会議の中で十分議論をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

加えまして、教職員の働き方改革についても同様でございます。先生方が不足するという時世の中で、今御報告いただきましたように、まだまだ到達点に至るには様々な課題があるかと思っております。しかしながら、何より先生方の健康と元気が、子どもたちを育てる礎ではないかと考えておりますので、いろんな課題があると思っておりますが、よろしくお願ひを申し上げておきたいと思っております。

それでは、結びになります。

箕原市政1年を通じて総括いただきました。私としては、答弁の中にごございました緩和と適応について、市長の政策方針としては一定理解をするところでございますけれども、他方、本日、最重点課題として質問をさせていただきました中山間地域の人口減少対策につきましては待ったなしでございます。まさに土俵際だと考えております。これ以上の人口減少は地域コミュニティの崩壊を意味しますし、山間部の旧町村地域の機能維持は大命題だと考えております。地球温暖化は徐々に進み、まさか100度にはならないので、緩和と適応で対応できると、その視点は理解できるところでございますけれども、一方、八女市の西高東低の人口偏在になっている状況に加え、東部山間地域の人口減少には適応より喫緊の緩和策、つまり、過疎対策こそが最も重要ではないでしょうか。合併後15年の総括はされていませんが、子育て世代不在の地域の将来は火を見るより明らかです。人口が減っても心豊かに暮らせる未来は最低限の地域コミュニティが維持されてのことです。

八女市の将来像、とりわけ八女東部中山間地域、旧町村部について、市長、今後どのようなまちづくりを目指しておられるのでしょうか、お願ひいたします。

○市長（箕原悠太郎君）

お答え申し上げます。

まず、午前中の田中市議からの御質問の中でも言及いただきましたが、さきの個人的な市政報告会の中で、今後の人口減少対策については、そもそも人口減少が問題であるという前提を変えないといけない、人口減少を直接緩和するという策に加えて、人口減少が前提の、人口減少下でどうやって地域のコミュニティだったり、人々の暮らし、安心・安全を守るかという適応策が大事だということを申し上げたところでございます。

一応この真意というか、その言葉だけ捉えると、人口は減っていくのはしょうがないと捉えられるかもしれませんが、決してそういうことを言っているのではなくて、人口が減少

していく中においても維持できるコミュニティ、広くいうと社会システムを構築することで、それが結果的に住みやすい地域になって、人が集まってくる。適応の策を取った結果、人口が増える緩和策も実現するといったような哲学の下で申し上げているところでございます。

やはり当然人口がすぐに増えるにこしたことはありませんけれども、市長になって1年間、様々な首長と会話をしたり、また、ほかの自治体のいろんな市政等も拝見をしますけれども、やっぱり共通してどこの自治体も人口を増やそうと目標を掲げている中で、一方で、残念ながら日本全体の傾向として人口はこれから減少していきますし、また、東京や大阪、福岡への一極集中というところも一定程度避けられない部分だと思います。そういった中で、全ての自治体が人口増を実現するというものは、それは不可能であって、むしろ、どうしてもそこは二極化していく、人口が減っていく自治体の数のほうが多いのかなと分析している中で、やはりそこに対応していく、まずは適応するというのをしっかり考えるのが私は市政の政治の責任だと感じているところでございます。

ただ、当然人口が減っている中でも、私はこの八女の魅力、資源というのは、1市3町2村のそれぞれに特徴がある、その多様性というのはいかぬてより申し上げているところでございます。人口が減少しても、そういった様々な地域の魅力、人々の温かさだったり、きれいな景観、農林業、そこはいろんな策を総動員すればしっかり残していけるとは思いますけれども、そこが絵に描いた餅、いわゆる理想論だけで終わらないように、そのために、各町村ごとに、じゃ、人口が減少している中でも、2040年という中長期的にどうやって各地域が残って発展しているのかというのをしっかり解像度を上げて示すのが2040年ビジョンだと思っております。

なかなか地域ごとに課題が多く、一筋縄にはいかないからこそ、もうちょっと明確に言語化した——人口が減っても発展している、人々が豊かに暮らしている未来像というものは、簡単に示せないからこそ、これは市長一人、また、市役所だけでは当然なく、市議会の皆様だったり、また、地域の方々、そして、場合によっては外部の知見というのをも入れながら、しっかりその絵姿を描く作業というのが、何より今後の様々な中山間対策、全ての市政の羅針盤となると思いますので、まずはその策定作業にしっかり取り組んでまいりたいと思っております。

以上です。

○7番（原田英雄君）

ちょうど30年前、英語の先生の両親とお姉さん方と共に星野村に移住してきた少年がいます。その後、父親の転勤に伴い星野村を去った少年は、山村留学生として再び星野村へ戻ってきました。その頃の少年の将来の夢は星野村の村長になることでした。平成22年の市町村合併で星野村がなくなり、残念ながら村長にはなれませんでした。懸命の努力により、昨

年、見事、八女市長となり、夢を実現されました。簗原悠太郎市長。塾もない田舎の学校に通っても勉強はでけんばいと、夢なんて都会に行かなきゃかなえられんばいなどと思っている青少年に希望を与えていただきました。目標に向かって努力すれば夢はかなうことを身をもって実践された姿にどれだけの人が勇気づけられたか計り知れません。また、そのことが八女市民の誇りにつながり、ともすれば閉塞感が漂う地域経済にも希望の光をともしているのではないかと感じています。どうか、八女市民が夢と希望を持ち続けられる、あるいは住みたくなる、八女市2040年ビジョンの策定と、市役所職員はもとより、官民一体となった活気あふれるまちづくりに簗原市長のリーダーシップを期待し、私の一般質問を終わります。

なお、今日、教育委員会サイド、教育長以下、質問の時間が足りませんで申し訳ございませんでした。次回以降、改めてお願いをしたいと思っております。

市長におかれましても、引き続きガチンコでお願いをしたいと思っておりますので、どうかよろしく願い申し上げ、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（橋本正敏君）

最後に議長より申します。原田議員自身でもおっしゃいましたとおり、一般通告で上げられます複数の質問が飛ばされております。次回からは時間配分をよく考えて質問通告をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

7番原田英雄議員の質問を終わります。

15時ちょうどまで休憩いたします。

午後2時50分 休憩

午後3時 再開

○議長（橋本正敏君）

休憩前に引き続き一般質問を再開します。

5番古賀邦彦議員の質問を許します。

○5番（古賀邦彦君）

皆様こんにちは。5番、日本共産党の古賀邦彦でございます。本日最後の質問になります。よろしく願いします。

傍聴席の皆様、お忙しい中お越しくださり、ありがとうございます。インターネット中継を御覧の皆様、御視聴いただきありがとうございます。

質問に先立ちまして、先日発生した大分市佐賀関における大規模火災により、お亡くなりになられた方、被災された方々にお悔やみとお見舞いを申し上げます。被災地の一日も早い復旧・復興をお祈りいたします。

今回の火災は、木造家屋の密集地に吹き荒れた強風が飛び火を誘発し、延焼が拡大した可能性があると言われております。さらに人口減少が進む中、空き家の割合が4,200世帯中561

件、13.4%と多く、このことも延焼拡大につながったとも言われております。かねてより防災面での懸念があり、過疎化による災害リスクが改めて浮き彫りになったと指摘をされております。

一方、65歳以上の高齢者が約6割を占める地域で、あの大火の中、死者数が極めて少数となった背景に、住民同士の声かけや地域にある介護施設の職員らが何度も車で送迎し、迅速な避難につながったと言われております。今回の件は、私たちに様々な教訓を示しております。これらのことを我が事として受け止め、本市における防災対策に生かしていかなければなりません。

それでは、通告に基づき、3点について質問をいたします。

まず1点目は、災害対策についてお尋ねいたします。

避難所環境の整備として、避難所指定の体育館への空調設置についてお尋ねします。

私はこの問題を繰り返し取り上げ、執行部に検討を求めてまいりましたが、先日、総務文教委員会と八女市PTA連合会との懇談の中でも、要望項目の筆頭に挙げられておりますので、改めてその後の検討状況についてお尋ねします。

続いて、10月31日、福岡県は県内の7つの活断層による地震と南海トラフ地震の新たな最大被害想定を発表しました。

本市は、7つの活断層の1つ、水縄活断層に接しております。新たな地震想定の評価及び地域防災計画の見直しの考えについてお尋ねします。さらに、避難所環境の整備としてWi-Fi環境の整備について伺います。

2点目は、市民生活を守る施策について、物価高騰対策についてお尋ねします。

長引く物価高騰が市民生活を直撃しております。一方、実質賃金はマイナスが続き、年金も上がらない状況です。

国は、総合経済対策として、17.7兆円の補正予算を計上しましたが、国民の暮らしに直結した予算は、そのうちの僅か2割弱しかありません。深刻な物価高騰から市民の命と暮らし、市内事業者のなりわいを守るために、独自の物価高騰対策を緊急に実施することが必要ではないかと考えます。この点から、幾つかのことについてお尋ねします。

3点目は、教育行政について。

令和9年度の八女市立南中学校、八女市立筑南中学校統合に向けた施設環境整備についてお尋ねします。

続いて、教育環境の整備として、学校トイレの洋式化率向上を含む次年度に向けた検討状況についてお尋ねします。

小中学校トイレの改善も、先日、総務文教委員会と八女市PTA連合会との懇談の中でも要望項目の筆頭に挙げられております。学校関係者からも強く求められておりますので、来

年度に向けた検討状況についてお尋ねします。

続いて、不登校児童生徒保護者への支援について伺います。

先日、総務文教委員会は大阪府八尾市に行政視察を行いました。八尾市は、不登校児童生徒対策に熱心に取り組んでありますが、中でも不登校児童生徒保護者への支援として、行政主導で不登校児童生徒保護者の居場所づくりを行ってありました。とても重要な取組と考えましたので、その点から幾つかのことについてお尋ねします。

あとの内容については質問席にて行います。執行部におかれましては簡潔明瞭で、分かりやすい回答をお願いいたします。

○市長（簗原悠太郎君）

5番古賀邦彦議員の一般質問にお答えいたします。

1、災害対策について、(1)指定避難所への空調の設置について、及び3、教育行政については、この後、教育長が答弁いたしますので、先に1(2)の福岡県の新地震想定について、(3)指定避難所のWi-Fi環境の整備について及び2、市民生活を守る施策について答弁をいたします。

まず、1、災害対策について、(2)福岡県の新地震想定について、アの新地震想定をどう評価するかというお尋ねでございます。

平成23年度の前回調査から約10年間の社会情勢の変化や、地震に関する調査研究の蓄積等を踏まえ、令和6年度に福岡県において地震に関する防災アセスメント調査が実施され、10月31日に調査報告書が公開されております。

この調査報告書によると、本市に最も近い水縄断層帯は、揺れの大きいエリアが大幅に減少したため、想定としての被害が全体として減少しております。

今回の結果を踏まえ、最大避難者数等を想定した対策を行ってまいります。

イの地域防災計画の見直しの考えはというお尋ねでございます。

八女市地域防災計画は、地震による被害等の概要を記載しており、今回の調査結果を基に、地震の規模や建物被害数、人的被害数等の見直しを行ってまいります。

(3)指定避難所のWi-Fi環境の整備について、アの指定避難所のWi-Fi環境の整備の考えはというお尋ねでございます。

指定避難所のWi-Fi等の通信環境の整備は、災害時における情報収集や連絡手段の確保など、住民の安心感の向上において重要でございます。

今後とも、避難所に必要な設備等の優先順位を考慮しつつ、大規模災害により避難が長期化することを念頭に、通信手段の確保について様々な施策を検討してまいります。

2、市民生活を守る施策について、(1)物価高騰対策について、アの八女市独自の物価高騰対策を行う考えはというお尋ねでございます。

このたびの国の経済対策におきましては、重点支援地方交付金の大幅な拡充が示されました。本市の物価高騰対策につきましては、これまでも国、県との連携や重点支援地方交付金が推奨する事業メニューを参考にしながら、地域経済や住民生活支援に係る独自の取組を進めてまいりました。今後も市民等のニーズを捉えながら、引き続き物価高騰対策を講じていく考えでございます。

1、災害対策について、(1)指定避難所への空調の設置について、及び3、教育行政については、この後、教育長が答弁いたします。

以上、御答弁申し上げます。

○教育長（城後慎一君）

5番古賀邦彦議員の一般質問にお答えします。

1、災害対策について、(1)指定避難所への空調の設置について、ア、避難所指定体育館への空調設置の検討状況はについてでございます。

避難所指定の学校体育館の空調設備につきましては、教育条件の公平性、将来的な学校の統合や義務教育学校化などの可能性などを考慮していく必要があるため、実効性の高い方策の実証、研究を行ってまいります。

また、八女市総合体育館の空調設備につきましては、耐震化も含めて総合的な検討を行っているところでございます。

3、教育行政について、(1)南中学校、筑南中学校統合に向けた施設環境整備について、ア、必要整備項目は何かについてでございます。

南中学校と筑南中学校の統合に向けて、普通教室の空調など、生徒たちが心身ともに健康的に学習するために必要となるものと考えております。

イ、整備計画及び整備進捗状況はについてでございます。

南中学校と筑南中学校の統合に向けた整備進捗状況につきましては、南中学校の校舎外壁防水改修工事を本年度から2か年の計画で既に実施をしており、また、普通教室等の環境整備につきましては、来年度に必要な予算の確保を行い、対応をしております。

(2)教室環境の整備について、ア、小中学校トイレ改善（洋式化率向上を含む）の次年度に向けた検討状況はについてでございます。

学校施設の老朽化に伴い、トイレ改修を含めた教育環境の改善は必要であると認識しておりますので、次年度より、洋式化率向上を含めたトイレ改善に向けて計画的に実施してまいります。

イ、各学校に配分される施設修繕料とは何か。

市立小中学校、義務教育学校の施設管理のうち、軽微な施設の修繕につきましては、これまでは学校教育課において一括して対応していたものを、本年度より施設修繕料の予算の一

部を各学校へ配当を行うことにより、学校の判断において対応ができ、事務の効率化を図っております。

(3)不登校児童生徒保護者への支援について、ア、不登校児童生徒保護者への支援の現状と課題及び今後の取組方針はについてでございます。

不登校児童生徒の保護者に対する支援といたしましては、学校においては、職員やスクールソーシャルワーカーによる家庭訪問や面談、教育支援センター「あしたば」においては、定期的な保護者懇談会を行っておりますが、それ以外の機会が設けられていないことが課題でございます。

今後は、これまでの取組の充実を図り、スクールソーシャルワーカーの増員に努めるとともに、ICT等の効果的な活用も含めて、不登校児童生徒やその保護者を支えるような方策についても進めてまいります。

以上、答弁申し上げます。

○5番（古賀邦彦君）

まず、避難所指定体育館への空調設置についてお尋ねいたします。

教育長にお尋ねします。先ほどの回答では、避難所指定体育館のうち、総合体育館と避難所指定の小学校体育館の取扱いは切り離して考えていると理解してよろしいでしょうか。総合体育館を先行する形で整備していくと理解してよろしいでしょうか。いかがでしょうか。

○教育長（城後慎一君）

お答え申し上げます。

学校体育館につきましては、本市の市立小中、義務教育学校のうち、避難所指定の学校は3校でございますけれども、その他の18校との教育条件の公平性との兼ね合いを考えながら検討する必要があると考えております。

一方、総合体育館は、一般の方の活用の多い避難所指定の体育館でありますので、それぞれの性質や目的等の違いを加味して検討していく必要があると考えております。

○5番（古賀邦彦君）

総合体育館を先行するという位置づけではないということですかね。どんなでしょう。総合体育館を先行するのか、どう考えてありますか。

○教育長（城後慎一君）

お答え申し上げます。

どちらが先という設定はしておりません。現在、並行して調査研究をしているというのが現状でございます。

ただし、本市の市立小中学校は21校ございますので、それらについては、暫時整備していくのにはそれなりの時間がかかるため、先ほど申し上げましたけれども、将来的な統廃合と

か、あるいは義務教育学校化の可能性なども考慮して、時間の幅を勘案しながら、現実的で費用対効果の高い方策について考えていく必要があるなど考えています。

○5番（古賀邦彦君）

何か進んだようで、何か後戻りしているようで、どう理解していいのかと思っておりますが、もう説明は要らないと思っておりますが、国の補助があれだけついておりまして、令和15年度までということでもう時限が決まっているわけですよ。とすれば、もう早く着手していく必要がある。私ももちろん、全ての小学校、中学校に体育館、エアコン、避難所であろうがなかろうが、当然設置し、するべきときに来ていると思っております。

教育長もお分かりと思っております。学校の先生方が児童生徒の熱中症対策に物すごく苦勞されております。当然御存じだと思いますが、教育長の御認識はいかがですか。

○教育長（城後慎一君）

当然ながら、学校現場で今年も含めて近年の暑さについては苦慮しながらやられている、工夫しながらやられているという現状は認識しておりますし、それに対して、子どもたちの健康が確保されるようにする必要があるのでと考えております。

○5番（古賀邦彦君）

市長に伺います。市長もこの間のやり取りで、必要性は十分理解していると何度もお答えをいただいております。当然、学校の現状も市長は御存じになってあると思うわけです。だとすれば、もう早急に着手していくと。いつから設置するかという段階に来ているんじゃないかなと私は考えるんですけども、市長の御見解をお願いします。

○市長（簗原悠太郎君）

お答え申し上げます。

これは過去の答弁と同じになってしまう部分もあるかもしれないですけども、この昨今の夏の暑さというものを考えると、本当に命を守るというのが何より一番の行政の重要なミッションでございますので、そこの避難所を含めた体育館のエアコン設置については日々検討しているところでございます。

そういった中で、教育長が答弁したとおり、八女市は指定避難所に指定されている体育館、されていない体育館、また学校機関の体育館は非常にどうしても体育館が多いというのが課題の一つ、エアコンを普及するための課題ではございますので、どういう順番で優先順位をやっていくかというのは、当然これはしっかり検討する必要がありますけれども、議員御指摘のとおり補助金の期限、また時間をかければいいというものではありませんので、しっかりそこは現時点で、いつまで、どういうスケジュールでやるというのをお示しできないのは大変心苦しいところなんですけれども、しかるべきタイミングで、しっかり今後の指定避難所のエアコン設置については方針というものを明確にお示ししたいと思います。

以上です。

○5番（古賀邦彦君）

でき得れば来春、3月議会でそれが実現できるような形で、市長の決意をぜひ示していただきたいと思います。子どもたちの命を守る、それから市民の命を守る、そういう役割があるわけですよね。

私もこの間、避難所指定体育館になっております三河小と岡山小の校長先生にお話を伺いに行きました。共に先生が言われるのは、夏場の体育館は蒸し風呂ですと。暑い期間の体育の授業は熱中症アラームを計測して、大型扇風機をばんばん回しながらするけど、もう大変な状態だと。困り果てておられました。

三河小は、実は音楽室が広いんですよ、教室2部屋分ぐらいの。そこにクーラーが入っているんですね。そこにマットを敷いてマット運動をしたと。子どもたちの人数も少ないので、それができたんだろうと思います、そういう実態なんですね。

また、岡山小学校では、今年ですか、避難された方がおられて、余りにも体育館が暑いもんだから、特別教室に案内して、そこに空調を入れて待機してもらおうといったことだったそうです。岡山小は教室が足りませんから増築していますよね。特別教室を普通教室にやり替えているので、来年の夏はどうなるんでしょうかと。またあの暑い体育館の中に住民の方を御案内しなきゃいけないのか非常に心配していますと言われていたわけですね。

ですから、いずれにしても国の特別の補助制度、期限が決められておりますし、教育条件の公平性は十分分かりますけれども、補助制度を活用して、できるところから避難所指定されている体育館から整備していくというのは現実的な対応だと私は考えますので、ぜひとも、ほかの議員も何人も繰り返し求めておりますし、体育館への空調の設置を重ねて要望して、次の質問に入らせていただきます。

次は、福岡県の新地震想定の評価及び地域防災計画の見直しの考えをとお尋ねしました。

10月31日に14年ぶりとなる新想定が発表されております。県内7つの活断層が震源となった場合には、いずれも最大震度7の揺れが予想されると言われております。

水縄活断層については、回答にありましたように、全体として震度6強以上の地域が減少しましたが、逆に半壊地域が広がっており、震度5以上の地域が西部に大きく広がった形がありまして、半壊する棟数は大幅に増加しております。結果、避難者数は前回調査よりも大幅に増加という形になっております。

担当課長にお尋ねします。新地震想定をどう評価して、今後の地域防災計画にどう生かしていくのか、お考えを伺います。

○防災安全課長（毛利昭夫君）

お答えいたします。

10月31日に公表されましたアセスメント調査結果における水縄断層帯の本市の被害想定は、揺れの大きいエリアが大幅に減少したことなどによりまして、資料のとおり、建物の半壊以外の被害は大幅に減少しておるところでございます。

また、地震調査研究推進本部の長期評価結果では、水縄断層帯による30年以内の地震発生確率はほぼゼロ%となっておりますが、近年、世界的に想定外の災害が頻発している中で、市といたしましては、引き続き対策をしっかりと講じるとともに、今回の想定内容や地震への家庭内での備え等について、市民の皆様へ周知啓発を行っていく必要があると認識をしているところでございます。

○5番（古賀邦彦君）

いつ発生してもおかしくないと言われております南海トラフ大地震、万全な備えをしなければなりません。新想定に基づいて、地域防災計画の見直しをお願いいたします。

次に、指定避難所の環境の整備ということで、災害時の情報収集発信手段としてのインフラの整備、W i - F i 環境の整備が必要だと考えました。

調べてみますと、近隣の久留米市では、令和3年8月に端末50基とモバイルバッテリー50台の寄贈を受けたことから、使わなかったときは無料となる、いわゆるゼロエンW i - F i というのを導入されておると報じられております。

また、00000JAPANという災害時にドコモ、a u、ソフトバンクの携帯キャリアが垣根を越えて無料開放する公衆無線LANサービスなどもあるようです。

地域防災計画の中にも、災害時の通信事業者との連携協定がありますので、00000JAPANも協定に盛り込むことで対応できるのではないかと考えますが、担当課長に伺います。御紹介したゼロエンW i - F i、それから00000JAPANを含めて、災害時の避難所での通信手段の確保の観点から、指定避難所へのW i - F i 環境の整備を進めていただきたいと思います、いかがでしょうか。

○防災安全課長（毛利昭夫君）

お答えいたします。

現在、指定避難所での情報収集は、市が全避難所に配備しております防災ラジオやテレビ等の情報資機材、それから避難者本人が持参されるスマートフォンで行われておるところでございます。

W i - F i 環境の整備につきましては、指定避難所での情報収集などの手段として有効であると認識をしておりますが、公共施設全体のW i - F i 環境の整備状況を鑑みまして、災害時の避難所に特定したW i - F i 環境整備を進める考えを現状では取っていない状況でございます。

今、古賀議員おっしゃいました久留米の寄贈を受けられた件については、私も前から承知

をしておりました。

それから、00000JAPANについては、大規模災害時に契約している通信キャリアにかかわらず、公衆無線LANサービスを誰もが無料で受けられる、利用できるなどとなるため、スマートフォン等による情報収集などの活用に対して大変有効であると認識をしております。

この00000JAPANにつきましては、市民の皆様がこのような取組を知られることで、一つの安心にもつながると思われまますので、今後、利用法等を周知、啓発するなど、ソフト面の対策も行ってまいりたいと思っております。

それから、今後の公共施設に係るWi-Fi環境の整備運用でございますが、平常時の活用見込みを重要視する観点から、施設を所管する担当部署と協議を行うとともに、大規模災害により避難所開設が長期化する場合の対応等について、様々な施策を引き続き研究してまいりたいと考えております。

○5番（古賀邦彦君）

大規模な災害が起きて、何によって情報を収集するかというのが、今は専ら携帯で収集し、また発信するというのがもう圧倒的になっているわけですね。

ですから、Wi-Fiの設備にはやっぱりお金がかかりますし、運用経費もかかります。一遍にはもちろんいかならないと思いますが、拠点となるところについては、できるだけ順次、整備をしていっていただきたい。特に総合体育館につきましては、これはスポーツ施設でもありますので、伸び代があるなと思っているんですよ。単に災害時のときのWi-Fi環境というだけじゃなくて、日常的なWi-Fi環境の整備で、例えば、イベントを発信するとか、あるいは筑後にも大きなアリーナがありますから、そことの連携したスポーツイベントを発信するとか、キャッチできるとか、そういういろんな使い方があるというか、そういうふうにもまた思いますので、空調の設置もそうですが、総合体育館については大きな拠点中の拠点の避難所であると思います。本当に大きな災害が起きたときには、あれだけのキャパは絶対要ると思うんですよ。そういったこともありますから、ぜひ優先順位があると思いますけれど、総合体育館などはWi-Fi環境整備にはもってこいじゃないかなと思いますので、ぜひとも御検討をお願いしたいということで、次の質問に入らせていただきます。

市民生活を守る施策についてです。この件は、前回の9月議会でも私は取り上げさせていただきました。今、一番の市民の関心事というのは、物価高に対する国や県、自治体が行う対策にあると考えております。

私はこの間、新日本婦人の会八女支部が行った物価高騰から市民の暮らしを守る事と、八女市の次世代を担う子どもたちが健やかに育つように子育て支援の充実を求める箕原市長への要望書提出、また、八女民主商工会が行った地域経済と中小商工業者の危機を打開するために物価高対策など緊急の支援策を求める箕原市長への要請書の提出に同席をさせていただ

きました。それぞれの要望、要請内容は大変切実なものとなっております。

八女民主商工会の要請趣旨にはこのようにあります。「依然として続く物価高の中で、賃上げ圧力が強まり、人手不足が広がる中で、小規模事業者の廃業・倒産が増加しています。地域経済の担い手として、雇用を支え住民の生活を守ってきた中小・小規模事業者が直面する危機を打開し、持続的に発展するために、自治体が果たすべき役割は一層重要です。中小工商业者への支援策のさらなる拡充を要請します。」と要請趣旨には述べられてあります。今、最も大事なことは、この声に自治体としてどう応えるのかと思います。

担当課長に伺います。コロナ禍以降、これまでの全国及び八女市の事業者の倒産、廃業状況がどうなっているのか、お伺いをいたします。

○商工・企業誘致課長（隈本興樹君）

お答えいたします。

お手元に資料のほうを配信しております。令和2年度から5年間の市内の倒産、廃業件数を業種別にまとめておりますが、この件数の推移として、八女市と全国の状況は同じような傾向でございまして、令和2年度、そして令和3年度が少なく、令和4年度から増加しているような状況でございます。

八女市の場合は、令和5年度に倒産件数が3件ということで一旦減っておりますが、全国的には令和4年度から増加に転じて、その後、令和5年度、令和6年度は倒産、廃業とも非常に増えてきております。

この要因でございまして、令和2年度、令和3年度はコロナ禍ということで、国を挙げてのコロナの緊急支援策があったこと、また、実質無利子、無担保の融資、いわゆるゼロゼロ融資、この制度がございまして、全国的に倒産と廃業件数は歴史的な低水準ということでございました。

しかしながら、令和4年度以降、コロナの支援策が終了しまして、また、令和5年度からはゼロゼロ融資の実質的な返済が始まっております。そして、これに合わせまして、この昨今の物価高、人手不足の深刻化、そして賃上げの動きなどによりまして、全国的に特に中小企業、小規模事業者の経営環境が悪化しまして、倒産、廃業が増えたということでございます。この八女市におきましても、このデータから同じような状況であると分析しております。市内事業者を取り巻く経営環境は非常に厳しいものがあると認識をいたしております。

○5番（古賀邦彦君）

昨日は旧442号沿いに100円商店街ということで、市長ともお会いしましたが、大変にぎわいでした。もう旧442号沿いに両側とも人がいっぱい市民の方に来ていただいて、こんなに毎日にぎわうならいいなと思ったところでした。本当にお祭りで、これだけの大きなイベントで、市民はやっぱり求めているんだなと。やっぱりみんなまちにいるんだなというの

を実感したんですね。どうかこういうにぎわいが、本当にまちの中にできるだけ継続的になればいいと実感いたしましたところでは。

それはそれですが、今、課長から御答弁がありましたように、私もこの資料を見て大変驚きました。廃業の数がこれだけの規模で毎年あるのかということ、後継者不足などがあって、もう畳むということだろうと思われま。

副市長にお尋ねをいたします。9月議会で副市長がおっしゃったのは、国の地方創生臨時交付金などの国における経済対策を国、県と一体に取り組むことを基本としておる。一方で、市として何ができるのか、何が求められるか、そういう部分については見定めていきたいと御回答をいただきました。

国、県からの支援対策と合わせて、市独自の物価高騰対策について、その後の検討状況、また見定め推移についてお伺いをいたしたいと思ひます。

○副市長（原 亮一君）

お答えさせていただきます。

議員御指摘のとおり、物価高、それから人件費を上げる必要性があること、それから人手不足ということで、様々な厳しい状況で廃業、倒産というのは課長が申したとおりでございます。大変厳しい状況にあるだろうと考えています。

一方で、事業者支援とか経済的支援につきましては、国、県と役割分担の中でいろんな施策を打っていくということが私どもの基本ということは、ここは変わりはないところでございます。

9月議会の答弁で見定めさせていただきますということで御答弁させていただきましたけれども、まさに恐縮ですけれども、今も見定めさせていただいているところでございます。

本日、国会の状況は確認しておりませんが、まさに今国会で物価高に対する補正予算の議論がなされるというところでございます。やはり国、県の施策の状況を見ながら対応していくべきだろうということで考えております。

国の補正予算の中には、子ども1人当たりの20千円の応援手当でありますとか、電気・ガス代の補助等が含まれておりまして、そういうことで市民の皆様の支援ということが一つあるだろうと思ひています。

それから、地方自治体が活用できる重点支援交付金、これが拡充されているところは皆様御承知のとおりであります。これについては生活者支援、事業者支援という考え方で取り組むように国のほうから示されているところでございますが、特に食料品の物価高騰に対する特別加算という考え方で、これは市町村の必須事項だとされております。だから、そのようなものをどう市民の皆様にお届けするか、どう市内の経済状況に寄与できるかというのをしっかり考えるべきだろうということで、今、庁内で検討を進めているところでございます。

市といたしまして、施策全体の公平性でありますとか、市民の納得感を得る必要性もございますし、これまでやってきた施策、それに対する市民の皆様の期待でありますとか、そういうものもあると思います。議員のおっしゃるとおり、様々な厳しい状況の声は伺っておりますので、どのような施策が効果があるか見据えながら、しっかり早急に対応していくと考えています。

基本的には、独自の施策かどうかにかかわらず、必要な施策を打っていくということで進めさせていただきたいと思っています。

以上でございます。

○5番（古賀邦彦君）

自主財源を使った緊急支援というのがさらに全国的に広がっております。9月議会で紹介した賃上げ応援助成金制度、これは4県に加えて福島県が本年度12月の補正予算に計上したということです。一定以上の賃金を増額した中小企業、小規模事業者を対象に、労働者1人当たり30千円を補助するということです。市においても独自の支援を行っているところがありますし、中には人口が2万人から3万人の自治体でも取り組んでいるところがあります。

例えば、岩手県の二戸市、ここは人口は2万4,000人です。ここでも市内事業者の賃上げの加速化を図るため、賃上げを実施する事業者に対して賃上げ支援事業費補助金というのを交付しております。市内に営業実態がある事業所を有し、従業員を1人以上雇用している場合、一定の条件を満たせば、従業員1人当たり30千円、最大1,500千円が支給される、こういう制度をやっているところがあるわけです。

国の様々な交付金、この活用、場合によっては、こういうときだからこそ、財政調整基金を活用して、市民と事業者の生活を支えることも私は選択肢の一つであっていいのではないかなと思います。

市長にお尋ねします。本市は中小企業、零細企業がほぼ100%のまちです。長期にわたる物価高騰や賃上げへの対応により経営は極めて厳しくなっております。

本市では、これまでも国の交付金を活用した様々な支援を行ってきました。プレミアム付商品券などもその一つで、大きな役割を果たしたと思いますが、今御紹介した賃上げ応援助成金、こういったものも有効な施策としてぜひとも盛り込んでいただきたい。今後の補正予算、来年度の予算には、中小零細企業に寄り添った対策、取組を講じていただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

○市長（簗原悠太郎君）

お答え申し上げます。

議員御指摘のとおり、今、物価高が急速に進む中において厳しい立場にある、それは個人の方もそうですし、企業をしっかりとお支えするというのは自治体としても責務だと考えてお

ります。

そういう中で、今まさにこの臨時国会の中で、国の重点支援地方交付金の中身、支援メニューだったり議論されているところでございますので、やはりその規模、大きい予算のパイという意味では、やはりどうしても国、県のほうが大きくなりますので、そこはまずパイの大きいところの全体の方針が決まった上で、市としてできるところを考えていくというところは、今、副市長からも答弁申し上げたとおりでございます。

その中で、今、賃上げの支援というところで、企業に対する支援について御質問いただきましたので、そこについて少しお話をさせていただきますと、今回、古賀議員からの質問資料でも非常に倒産、廃業が多くなっているというところで、企業も本当に厳しい状況にある、そこに対する支援は必要だということでは改めて申し上げたいと思います。

一方で、倒産、廃業が多いこと、それだけがマイナスかということ、それをもって全てが悪いかということ、いわゆる企業の新陳代謝、廃業が多くても、その分、新規開業、新規創業が多い場合は、それはむしろ経済的にいい循環が起こっているということで、必ずしもそれだけ廃業が多いことがマイナスではないと思いますし、また業種ごとの資料というのも、今手元にあるんですけれども、業種によって廃業が増えているところもあれば、逆に新規開業が多いような業種もある。そういった形で、業種ごとによって置かれた状況も異なると思いますので、そこはしっかり分析をして、どこに特に支援が必要なのかということでは中でしっかり議論をしたいと思います。

また、具体的に賃上げに対する応援というところで、もちろん、そういった賃上げ圧力が高い中で賃上げに頑張る企業をしっかりと応援するというのも当然大事だと思いますけれども、一方で、賃上げをする余裕もないと。まさに先日、市長室に要望においでいただいたときに事業者の方からお話いただいた際に、古賀議員も同席いただいていたけれども、まさに中小零細が大半の八女市において賃上げさえもできない、それだけ苦しい企業が多いということも声も聞いているところでございますので、ある意味賃上げをする余裕があるところに対する補助金、やはり限られたパイをそういったところに張るのがいいのか、もしくは賃上げさえもできないほどの苦しいところに優先的に配分すべきなのか、そういった議論も必要になると思いますので、いずれにせよ、しっかり国の支援メニューというものがもうすぐ確定すると思います。そういった中で、独自支援も当然含めて、しっかり市としての支援策を考えて、またそれを必要なところに届くように発信、広報活動というところも行っていきたいと思います。

以上です。

○5番（古賀邦彦君）

市民生活を守り、市内事業者の経営を支援する、物価高騰対策、これにしっかり取り組ん

でいただくことを要請して、次の質問に移ります。

次に、教育行政について伺います。南中学校、筑南中学校統合に向けた施設環境整備についてお尋ねします。

この問題は、先日の総務文教委員会と八女市PTA連合会の懇談の中でも、当該PTA役員のほうから、教室やトイレの不足を指摘されました。安心して統合できる環境をつくってほしいと要望を受けたところです。私も出向きまして調査をしてみました。

教室の確保は、来年度、再来年度にかけて、今ある空き教室を活用すれば、ぎりぎり確保できるという状況でした。しかし、問題があります。それは今の空き教室は使っていないわけではないわけですね。少人数教室であったり、教材室であったり、更衣室であったり、生徒会室であったり、こういう形で活用しているわけです。したがって、この部屋を教室として活用するためには、新たな部屋の確保が条件となるわけです。つまり、現状では部屋は足りないというのがあります。

担当課長に伺います。今後の部屋の確保、これはどのように考えておられますでしょうか。

○学校教育課長（高巢雅彦君）

お答えいたします。

今回の南中学校と筑南中学校の統合に当たりまして、不足する普通教室につきましては、現在、議員御指摘いただきましたとおり、生徒会室や教材室を使用しています教室を普通教室に転用して活用していく予定でございますので、当然御指摘いただきましたとおり、普通教室に転用されます生徒会室や教材室などにつきましては、今後の生徒数の状況を鑑みながら学校長と協議し、現在の校舎内において必要な機能の確保ができるかどうか検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○5番（古賀邦彦君）

まさにぎりぎりの状態なんですよ。ですから、学校関係者が言われるには、保護者との3者面談であったり、打合せ、それからグループに分けた授業、学習指導や生徒指導、これに臨機応変に活用できる部屋がなくなりますと。さらに、統合によって五、六人の先生が増えるんだけど、増える先生の机が今の職員室に入りません。こういう状況なんです。

部長にお尋ねします。今御紹介したように、もうまさに綱渡りのような学校施設の整備状況になっております。こんなことでは、生徒が落ちついて学べる教育環境の提供にはならないと思います。これまでの教育部局の対応がどうだったのか、部長いかがお考えになりますか。

○教育部長（馬場浩義君）

お答えいたします。

先ほど議員のほうから御紹介いただいたように、南中学校に筑南中学校が統合されていくということで、今、教育委員会でも学校長と協議をしながら、こういった形で対応すべきかということは検討させていただいております。

議員おっしゃった、例えば教材室とか、もう一つが生徒会室、こういったものも、私自身も図面等も拝見させてもらいましたけれども、実際はもともとの部屋の広さというのは普通教室であったのではないかと推察をしています。この教材室がどれくらいの規模が面積で要るのか、生徒会室がどれくらいの部屋が面積が要るのか、ひょっとしたら、一つの教室で半分に分けてできないか、それと、年間を通して、常に学校の先生方が取りに行かないといけなような教材が近くにあるべきなのか、1年に1回でいいものなのか、そういったところも十分に検討させていただきながら、学校長、それと先生方と協議をさせていただきながら、今後、支障がないように努めさせていただきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○5番（古賀邦彦君）

きちっと長期的なそういう計画で、少なくとも関係者が不安に思わないような対応をすべきだと私は思います。

それから、トイレについてもちょっと言わせていただきます。トイレもやっぱり足りないという声が出ているわけですね。各学年20人ずつ増員するということなので、当然不足する要素があります。トイレの数もなんですけども、トイレの中の改修、これも見ますと、大変な状況でした。トイレが古くて、便器も水あかが変色して、使いたくないような状態になっておまして、1階の男子トイレの壁のタイルは剥がれています。段ボールで覆われておまして、ガムテープでつけられていて、危険、触るなど書いてあるんですが、これが昨日、今日書かれたようなものじゃないんですよ。大体どうなっているのかと目を疑いました。

部長にお尋ねします。南中学校のトイレの改修、これは早急に行わなければならないと思います。さらにトイレの数も足りないというのは明らかではないかと思えます。増設も含めた検討をお願いしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（橋本正敏君）

お知らせします。

本日の会議時間は、都合により午後5時まで延長いたします。

○教育部長（馬場浩義君）

お答えいたします。

日中、大半を生活する児童生徒にとりまして、この学校トイレというのは大変重要な場所だと認識をしているところです。

また、ほかの施設と違いまして、休み時間、こちらに集中していくという点も学校ならで

はの特徴かなと認識をしているところでございます。

そういった中で、この南中学校のトイレをどうしていくかということなんですけれども、こちらもすみません、学校側としっかり協議をさせていただくというのが前提になりますけれども、増設につきましては、現在の校舎の中で増設するということは非常に難しい状況であると考えております。

ただ、数の関係ですけれども、これはまだ担当にも話をしておりますが、これまでの児童生徒の推移、こういったところもどうだったのかと。今回のこの状態での統合によってどれだけ増えるのかも重要な視点ですけれども、これまでどれだけの規模の人数の生徒が南中学校におられたかというところも一つ、しないというわけではないんですけれども、そういう視点も持ちながらしっかりと検討して、必要な処置を講じる必要があるのではないかと。

それとあと、環境の関係ですけど、トイレの状況ですけれども、こういったものについても議員申されたように、今トイレで課題になっているのは行きたくないとか、それを我慢するとか、そういった健康面での問題も叫ばれておるところではございますので、併せてこれはしっかりと私たちも現状、校長先生なりとお話をさせていただきながら、必要な措置を取らせていただきたいと努力をしていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○5番（古賀邦彦君）

しっかり取り組んでいただきたいと思います。

関連ではあるんですが、南中学校も含めた小中学校のトイレの改善、これを強くお願いしたいと思います。御回答では、次年度に向けて改修を進めていくということですが、こういった形で進めようとされているのか、担当課長、簡潔にお願いします。

○学校教育課長（高巢雅彦君）

お答えいたします。

学校トイレの改善、洋式化の取組につきましては、基本的には校舎の新築、増築、また学校施設の大規模改修に合わせて工事の整備に取り組んでいるところでございますけれども、次年度からは特に老朽化の著しいトイレにつきましては、学校長と協議をしながら、また現地をしっかりと確認させていただきながら、必要な予算の確保に努めて、計画的に改善、改修、洋式化に努めていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○5番（古賀邦彦君）

ぜひとも計画的で確実なトイレの改善をよろしくお願いしたいと思います。

次に移ります。

不登校児童生徒保護者への支援について伺います。

総務文教委員会では、10月末に大阪府八尾市の視察に参りました。八尾市では、誰一人取り残さない八尾の教育の実現ということで、不登校児童生徒対策に熱心に取り組んでおられます。取組メニューの豊富さにも驚きましたが、中でも不登校児童生徒保護者への支援ということで、行政主導でこの保護者の居場所であるほっとはあとの会という組織を立ち上げられております。保護者にとっての癒やしの場所ということで提供されております。

この呼びかけの文書には、最初にこう書いてあります。「一人で悩んでおられませんか…「ほっとはあとの会」は保護者のみなさんが悩んでおられることや思いに寄り添うことで、心が「ほっ」と落ち着く「癒やしの居場所」となることをねらいとしています。」と書いてあります。

様子を尋ねてみますと、6月に開催した第1回目の集まりの際、冒頭にまず教育長が「ここは学校批判の場所ではありません。いろんな思いを出してほしい。私が答えられることは今日は全て答えます」と切り出しをされて懇談を進められたそうです。懇談が終わると、参加した保護者から、皆さんそれぞれいろいろな悩みがあることが分かり、自分の悩みも話せて気持ちが楽になりましたと声が返ってきたそうです。八尾市では、学校ごとにそういう取組が始まっているということも言われておりました。

調べてみますと、11月15日には第2回目の集まりがあったということです。とても大事な取組だと思います。

さらに、先日、全員協議会でもお知らせがあった新たな不登校対策としての学びの多様化学校分教室、この設立に向けた取組は大いに評価するものです。従来の取組の枠を大きく超えるものであり、教育長の並々ならぬ決意のほどを強く感じました。

そこで提案があります。私はこの取組を必ず成功させなければならない。そのための大事なこととして、この課題に対応する組織体制の抜本的強化、これが必要ではないかと思えます。新たな対策を行うには、相応のマンパワーが必要ではないかと考えます。

担当部長に伺います。不登校対策を担う課は教育指導課ですが、この8年間、職員体制は増えてきたでしょうか。新たな対策を計画し実行していくためにはマンパワーがどうしても必要です。私はこの際、教育部局内に不登校対策課というものを立ち上げて、特別チームで事に当たるぐらいの準備、対応が必要だと考えますが、その点で、今後、職員体制の拡充など、いかが考えておられるか、お伺いをします。

○教育部長（馬場浩義君）

お答えいたします。

先ほど古賀市議からもありましたように、不登校に関しては教育指導課を中心に対応させていただいておるところでございます。

新たな取組、とりわけ先日御紹介させていただきました学びの多様化学校分教室の設置を

始めるに当たりましては、学校運営に精通した教育指導主事がおりますので、今、教育課程編成などの専門的な作業に今、早速、着手をしたところでございます。

人員がこれまでどうだったかというところ、私、今現在でちょっと持ち合わせておりませんけれども、私の記憶では学校教育課、これが教育委員会内で今持つておる教育的な指導の部分と学校施設の分、こういったものを一緒に取り組んでおったと思いますけれども、課を教育指導課と学校教育課に分けて、その分野ごとにしっかりと人を配置して取り組んできたということを認識しているところでございます。

こういったことで、これからもその必要性に応じた職員配置はしていかないとはいけませんけれども、それと合わせて、現状の事務分掌をこういった形で、また今ある人員の中で分けていくのか、こういった観点も必要かと思っておりますので、そういったところを含めて複合的に検証していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○5番（古賀邦彦君）

不登校の児童生徒数が8年前、先ほどお示しいただいたのから見ると3.3倍ですね、数だけ言うつもりはありませんけれども、これに対応する新たな施策が先日来示されたわけですね。

しかし、それを成功させるには、従来の枠を超えた取組をするためには、従来の要員体制の枠を超えて、要員体制も厚みを持たせないと、できるものもできんんじゃないかなと思うわけです。せっかく立ち上げようとしているわけですからね。ですから、必要な要員体制はそこに回してでも対応していくということが私はどうしても必要だと。成功させるためにです。そんなふうに思います。

先ほどの不登校児童生徒の保護者への支援もそうです。これを新たにやろうとすれば、相応の手だてが必要なわけですね。どれだけの保護者に今その支援が行っているのか、私はどうなのかなと思うわけですね。そういった方々をケアするというか、支援するということは本当に大事ですので、もう新たな課題がどんどん来ているわけですね。そのためにはやっぱり要員体制が今のままでは駄目じゃないですかと、増やす必要があるでしょうということで申し上げているところです。

新たな不登校対策として、学びの多様化学校設立に向けた取組は大いに評価しておるところです。教育長の決意のほどをよろしくお願ひしたいと思っております。

○教育長（城後慎一君）

お答え申し上げます。

議員おっしゃるとおり、私は教育長になったときから含めまして、不登校児童生徒の増加、これについては、学校ならず社会問題があると考えているところです。

その一環として、今回、学びの多様化学校分教室を構想しているわけですが、これは学びの多様化学校が設立すれば全て解決するというものではございません。不登校の児童生徒というのは、学びたいのに、何らかの都合で学校から足が遠のいていく者もおれば、家から出ていくのが難しいという、社会的な関わりを補足してあげないといけない。そういう段階性、それから、八女市は広うございますので、どの地域によっても対応できる、そういったことに対応していかなきゃいけないと。そういったことも含めまして、マンパワーとおっしゃいましたけれども、現行の中でも役割分担をしながら、新しい体制に向けて努力をしているところでございます。また、保護者の対応につきましても、議員おっしゃるとおり大変重要なことだと思っております。

ただ、先進の地域も見ておりますと、ICT等も含めながら、少ないお金とか人員の中でも工夫をして、保護者のニーズに応じていくということもされておりますので、そういったことも含めて、これから工夫を続けてまいりたいと思っております。

○5番（古賀邦彦君）

教育部局のみならず、この課題は本市の最重要課題と思えます。市が有するあらゆる資源を総動員して取り組んでいくことが求められると思っております。市長にも、この課題に対する決意といいますか、お考えをぜひお願いしたいと思えます。

○市長（簗原悠太郎君）

お答え申し上げます。

今増加するこの不登校児童への対応というのは、教育行政という観点からはもちろん、市のまちづくり全体においても非常に重要なことだと考えております。

さきの市議の一般質問の中でもお答えしたとおり、教育というのはまちづくりと直結していて、充実した教育環境をつくるのが、移住する方の増加だったり、まちのにぎわいにつながるという意味で、市長としてしっかりこの教育の中身については議論していかないといけませんし、今御質問いただいた具体的な人員というところ、当然、今不登校児童が増加しているというところは大きな課題の一つですので、当然しっかり人員を配置して対応できればというところは思うんです。

一方で、この不登校児童に限らず、また教育に限らず、非常に様々な課題が山積している中で、どうしても今後八女市としても、市役所もスマートになっていかないといけない、人員もどんどん効率化して、ある程度の縮小が求められる中で、人員をすぐに増やすというところはなかなか難しい部分であるとは思いますが、人員が全てではない、それは予算面のところもありますし、また、この教育というのは、当然この自治体、行政だったり、あと教員ももちろんですが、やはり八女ならではの教育ということを考えると、地域全体で支える、そういう地域の方も教育に参画していくという中で、不登校になってしまう

要因も様々あります。人と人とのつながりが希薄化しているというのが、これは八女に限らず全国的に不登校が増えている原因の一つだと思いますので、そういった中で、都市部に比べるとこの八女市は地域と地域のつながりがまだまだ強い、そういった地域の方々とつながれることが、また不登校に苦しんでいる子どもたちだけではなくて、御家庭にとっても大きな助けになるかなと思いますので、そういった点で教育に限らない、人と人とのつながりを重視した教育環境の在り方というのをしっかり市長部局としても、教育委員会と議論をしながら考えてまいりたいと思います。

以上です。

○5番（古賀邦彦君）

子どもたちにしっかりと学びの保障をする、八尾市の視察に行った際に最初に言われたのは、魅力ある学校づくりというのを言われました。不登校対策のイの一番ですね。やっぱりそうだなと。学校が楽しい、みんなと会えて楽しい、給食がおいしい、みんなと話ができる。対策以前にそこが何よりも一番ですと言われたんですね。不登校にならないように、いかに学校で子どもたちにそれを伝えることができるかということが言われたので、なるほどなと思ったところです。

ただ、いろんな経過で、そうやって不登校の兆候から本当に不登校という形に段階を追ってなっていくと思いますけれども、これだけの数の不登校の子どもたちがいて、本当につながっていない子どもたち、そして、つながっていない保護者をできるだけなくしていきたい、そして支援をしていく、ケアをしていく、これが大事だと。これだけ八尾市も取り組んでいるんですけれども、それでも少し緩和したといえますか、不登校の推移がやっと少し落ちついてきているという状況で言われておりまして、ここまでやってもそうなのかというのが率直な印象でしたけれども、考えられるところをしっかりと一つずつ積み上げていく、市長は非常に要員体制については厳しいことをおっしゃいましたけれども、私は時限的にでも、これは要員に厚みを持たせてでも必ず成功させていくという対応も必要だと考えております。

取りあえず子どもたちにそういう力を入れて、お金をかけて、未来を担う子どもたちに八女をしょってもらうために、ぜひ必要な資源を投入していただきたいと思います。

今回は、災害対策、物価高騰対策、教育行政についてお尋ねをいたしました。幾つかの提案もさせていただきました。どの課題も市民にとって重要な課題だと考えております。

執行部には、本日要請した内容をしっかりと受け止めていただいて、今後の取組に生かしていただくようお願いをし、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（橋本正敏君）

5番古賀邦彦議員の質問を終わります。

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

御異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。お疲れさまでした。

午後 4 時 11 分 延会